

Interpretation  
of the laws of  
the game and  
guidelines for referees

**競技規則の解釈と  
審判員のためのガイドライン**

## フィールドのマーキング

---

競技のフィールドを破線や溝でマークすることは、認められない。

1 競技者がフィールドに許可されていないマークを足でつけた場合、反スポーツ的行為で警告されなければならない。試合中に主審がそれを見つけたならば、次にボールがアウトオブプレーになったとき、違反した競技者を反スポーツ的行為で警告しなければならない。

フィールド上にマークするラインは、第1条に規定されるもののみである。

## ゴール

---

クロスバーが移動した、または破損した場合、それが修復されるか元の位置に戻されるまで、プレーは停止される。クロスバーの修復が不可能な場合、試合は中止されなければならない。クロスバーの代りにロープを使用することは認められない。クロスバーが修復できた場合は、プレーが停止されたときにボールがあった位置からドロップボールにより試合を再開する。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止された場合は、主審はプレーを停止したときにボールがあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上でボールをドロップする。

## 商業的広告

---

商業的広告は、フィールドの境界線から1m（1ヤード）以上離す。

チームがフィールドに入場してからハーフタイムで離れるまで、またはハーフタイム後に再入場してから試合の終了まで、フィールド、テクニカルエリア内、またはタッチラインの外側1m以内のグラウンドには、有形、無形に関わらず、どんな形態であっても商業的広告は認められない。同様に、ゴール、ネット、フラッグポストやその旗にも広告は認められない。また、これらのものに余計な備品（カメラ、マイクروفोनなど）を付けてはならない。

## ロゴおよびエンブレム

---

有形、無形に関わらず、プレー時間中に、FIFA、大陸連盟、加盟協会、リーグ、クラブ、その他の団体を表すロゴやエンブレムをフィールド、ゴールネットとそれに囲まれたエリア、ゴールおよびフラッグポストに付けることは、禁止される。

## 追加のボール

---

試合中に、追加的に使用されるボールはフィールドの外に配置することができるが、第2条の要件を満たしており、その使用は主審のコントロール下にあるものとする。

### 2 試合球以外のボールがフィールドに入った場合

---

試合中、試合球以外のボールがフィールドに入り、プレーの邪魔になった場合、主審は試合を停止しなければならない。プレーは、試合が停止されたとき、試合球があった位置からドロップボールにより再開されなければならない。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止された場合は、主審はプレーを停止したときにボールがあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上でボールをドロップする。

試合中、試合球以外のボールがフィールドに入ったがプレーの邪魔にならなかった場合、主審はできるだけ早い機会にそれを排除させなければならない。

## 交代の進め方

---

- 交代は、プレーの停止のときのみ行うことができる。
- 副審は交代が要求されていることをシグナルする。
- 交代して退く競技者は、競技規則に適合した理由により既にフィールド外に出ている場合を除き、主審の承認を得てフィールドから離れる。
- 主審は、交代要員がフィールドに入ることを承認する。
- 交代要員は、交代して退く競技者がフィールドを離れるまで、フィールドに入るのを待つ。
- 交代して退く競技者は、ハーフウェーラインのところでフィールドから出る必要はない。
- 例えば交代要員がフィールドに入る準備が出来ていない場合など、ある状況下では交代の手続きの承認を行わないこともできる。
- フィールドに足を踏み入れず、交代の手続きを完了していない交代要員は、スローインやコーナーキックを行ってプレーを再開することができない。
- 交代されようとした競技者がフィールドを離れることを拒んだ場合、競技は続けられる。
- ハーフタイムのインターバル中や延長戦に入る前に交代が行われる場合、交代の手続きは後半や延長戦のキックオフの前に完了させるものとする。

## フィールド上の部外者

---

### 外的要因

競技者、交代要員またはチーム役員としてチームリストに記載されていない者は、外的要因とみなされる。退場を命じられた競技者も同様である。

外的要因がフィールドに入った場合、

- 主審は、プレーを停止しなければならない（ただし、外的要因がプレーに干渉していなかった場合は、ただちに停止しない）。
- 主審は、その者をフィールドやその周囲から離れさせなければならない。
- 主審がプレーを停止した場合は、試合が停止されたときにボールがあった位置からドロップボールによりプレーを再開させなければならない。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止された場合は、主審はプレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上でボールをドロップする。

### チーム役員

チーム役員がフィールドに入った場合、

- 主審は、プレーを停止しなければならない（ただし、チーム役員がプレーに干渉していなかった場合やアドバンテージを適用できる場合は、ただちに停止しない）。
- 主審は、そのチーム役員をフィールドから離れさせなければならない。また、そのチーム役員の行動が無責任なものであるとき、フィールドやその周辺から離れさせなければならない。
- 主審がプレーを停止した場合は、試合が停止されたときにボールがあった位置からドロップボールによりプレーを再開させなければならない。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止された場合は、主審はプレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上でボールをドロップする。

### フィールド外の競技者

不適当な用具や衣服を正しくするため、負傷や出血の治療のため、血液が衣服に付いている理由で、あるいはその他の理由で主審の承認を得てフィールドを離れたのち、競技者が主審の承認なくフィールドに復帰した場合、主審は、

- プレーを停止しなければならない（ただし、競技者がプレーに干渉していない場合やアドバンテージを適用できる場合は、ただちに行う必要はない）。
- 主審の承認なくフィールドに入ったことで競技者を警告しなければならない。
- 必要があれば競技者にフィールドから離れるよう命じなければならない（例えば、第4条の違反）。

主審がプレーを停止した場合、プレーは、

- その他の違反がなければ、プレーが停止されたときにボールがあった位置から相手チームの間接フリーキックで再開されなければならない（第13条—フリーキックの位置参照）。
- 競技者が第12条に違反していたならば、第12条に従って再開されなければならない。

競技者が偶発的にフィールドの境界線を越えた場合、違反を犯したとはみなされない。フィールドから踏み出すことはプレーの動きの一部であると考えられる。

### 交代要員、交代して退いた競技者

交代要員や交代して退いた競技者が承認なくフィールドに入った場合、

- 主審は、プレーを停止しなければならない（ただし、問題の競技者がプレーに干渉していない場合やアドバンテージを適用できる場合は、ただちに停止する必要はない）。
- 主審は、その者を反スポーツ的行為で警告しなければならない。
- その者は、フィールドを離れなければならない。

主審がプレーを停止した場合、プレーが停止されたときにボールがあった位置から相手チームの間接フリーキックでプレーは再開されなければならない（第13条—フリーキックの位置参照）。

## 得点があったときにフィールド上に部外者がいた場合

得点があったのちでプレーが再開される前に、主審が、得点があったときにフィールド上に部外者がいたことに気がついた場合、

- 主審は、次の場合、得点を認めてはならない。
  - － 部外者が外的要因であり、プレーに干渉していた。
  - － 部外者が得点したチームの競技者、交代要員、交代して退いた競技者またはチーム役員であった。
- 主審は、次の場合、得点を認めなければならない。
  - － 部外者が外的要因であったが、プレーに干渉していなかった。
  - － 部外者が得点されたチームの競技者、交代要員、交代して退いた競技者またはチーム役員であった。

## 最小競技者数

競技会規定ですべての競技者と交代要員をキックオフの前に届けなければならないとしている場合、一方のチームが11人未満の競技者で試合を開始した場合、先発として届けられている競技者のみが、到着後この11人を構成することができる。

どちらかのチームが7人未満の場合、試合を開始することができないとしているが、試合を続ける上での1チームの競技者の最小数については加盟協会の裁量に任せる。しかしながら、評議会は、いずれかのチームが7人未満となった場合、試合を続けるべきではないと考える。g)

1人以上の競技者が意図的にフィールドを去って7人未満となった場合、主審はあえて試合を停止する必要はなく、アドバンテージを適用することもできる。このような場合で、ボールがアウトオブプレーになったのち、一方のチームが7人未満の場合、主審は試合を再開させてはならない。

### (財)日本サッカー協会の決定

g) 試合開始前の1チームの競技者の最小数は7人以上とし、試合中、いずれかのチームが7人未満となった場合、試合は続けないものとする。

## 基本的な用具

---

色：

●両チームのゴールキーパーのジャージーが同色で、両者が他のジャージーと着替えることができない場合、主審は競技を始めることを認める。

競技者の靴が脱げてしまった直後にボールをプレーする、また得点をした場合、偶発的に靴が脱げたのであるから違反とせず、得点を認める。

ゴールキーパーは、基本的な用具として、トラックスーツのパンツをはくことができる。

## その他の用具

---

競技者は、身体を保護するだけのもので、かつ、自らを、また他の競技者を傷つけないものであれば、基本的な用具以外の用具を用いることができる。

基本的な用具以外の用具または衣服はすべて主審によって検査され、危険ではないと判断されていなければならない。

ヘッドギア、フェイスマスク、また膝や腕のプロテクターなど最新の保護用具は柔らかく、軽いパッドが入ったものでできており危険であるとみなされないので、身につけることができる。

最新の技術によりスポーツめがねが着用者のみならず他の競技者に対しても格段に安全になったことを考えると、主審はこのめがねの使用、特に若い競技者が使用することに対して寛容になるべきである。

衣服や用具が試合の始まるときに検査され危険でないと判断されたが、試合中に危険になる、または危険な方法で使用された場合、その後の使用は認められない。

競技者間、または競技者とテクニカルスタッフとの間の無線通信システムの使用は、認められない。

## 装身具

---

すべての装身具（ネックレス、指輪、ブレスレット、イヤリング、皮革でできたバンド、ゴムでできたバンドなど）は厳しく禁止されており、外さなければならない。装身具をテープで覆うことは、認められない。

審判員も装身具を身に付けることはできない（時計や試合時間を計測する同様の機器は除く）。

## 懲戒の罰則

---

競技者は試合開始前に、交代要員はフィールドに入る前に検査される。プレー中に認められていない衣服や装身具を競技者が着用しているのを発見した場合、主審は、

- その競技者に問題となるものを外すべきと伝えなければならない。
- 外すことができない、またはそれを拒んだ場合は、次に競技が停止されたとき、フィールドから離れるよう命じなければならない。
- 競技者が拒んだ場合やそのものを外すよう言われたにもかかわらず再び身に付けていることが発見された場合は、競技者を警告しなければならない。

競技者を警告するためにプレーを停止した場合、プレーを停止したときにボールがあった位置から行われる間接フリーキックが相手チームに与えられなければならない（第13条ーフリーキックの位置参照）。

## 職権と任務

---

主審は、照明が不十分であると判断した場合にプレーを停止する権限を持つ。

観客から投げられたものが主審または副審あるいは競技者またはチーム役員に当たった場合、主審は、その出来事の重大さに応じ、試合を続けることもできるし、プレーを一時的に中断、また、中止することもできる。主審は、これらのいずれの場合も、関係機関に報告しなければならない。

ハーフタイムまたは試合終了後、同様に延長戦やペナルティーマークからのキックが行われている間であっても、試合は主審の管轄下にあるのであるから、主審はイエローカードやレッドカードを示す職権を持つ。

主審が何らかの理由で一時的に任務の遂行が不能になった場合、プレーは次にボールがアウトオブプレーになるまで副審の監視下で続けることができる。

観客の笛がプレーに干渉した（例えば、プレーが停止されたと思ひ込み、競技者がボールを手で拾い上げる）と主審が判断した場合、主審は試合を停止し、プレーが停止されたときにボールがあった位置でドロップボールによりプレーを再開しなければならない。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止された場合は、主審がプレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上でボールをドロップする。

## アドバンテージ

---

主審は、違反または反則のいずれかが起きたときにアドバンテージを適用することができる。

主審は、アドバンテージを適用するのかプレーを停止するのか判断するうえで、次の状況を考慮する。

- 反則の重大さ。違反が退場に値する場合、違反直後に得点の機会がない限り、主審はプレーを停止し、競技者を退場させなければならない。
- 反則が犯された場所。相手競技者のゴールに近ければ近いほど、アドバンテージはより効果的になる。
- 相手競技者のゴールに向かって、素早く、また大きなチャンスとなる攻撃ができる機会にあるか。
- 試合の状況（雰囲気）

戻って、そのもととなった反則を罰するのは、アドバンテージ適用後の数秒内に行われなければならない。

警告に値する反則の場合、次のプレーの停止時に警告しなければならない。しかしながら、明白なアドバンテージでない限り、主審はプレーを停止し、ただちに競技者を警告することとする。次の停止時に警告がなされなければ、その後に警告することはできない。

## 負傷した競技者

主審は、負傷した競技者に対応するときには次の手続きを遵守しなければならない。

- 競技者の負傷が軽いと判断した場合、ボールがアウトオブプレーになるまでプレーを続けさせる。
- 競技者が重傷を負っていると判断した場合、プレーを停止する。
- 負傷した競技者に質問をしたのち、競技者の負傷程度を判断し、競技者の安全を確保して迅速にフィールドから退出させるため、1名または最大2名のドクター等のフィールドへの入場を認めることができる。
- 担架搬送者は、主審の合図を受けてから、担架をもってフィールドに入る。
- 負傷した競技者をフィールドから安全に退出できるようにしなければならない。
- 競技者は、フィールド内で治療を受けることができない。
- 負傷により出血している競技者は、フィールドから離れなければならない。主審が、止血を十分に確認するまで、その競技者はフィールドに復帰することができない。競技者は、血液のついた衣服を身に付けることは許されない。
- ドクターのフィールドへの入場を認めたときは、競技者は担架に乗って、または歩いて、すぐさまフィールドから離れなければならない。競技者が拒んだならば、反スポーツ的行為で警告されなければならない。
- 負傷した競技者は、試合が再開されたのち、フィールドに復帰することができる。
- ボールがインプレー中、負傷した競技者はタッチラインからフィールドに復帰しなければならない。ボールがアウトオブプレー中であれば、負傷した競技者はいずれの境界線からであっても復帰することができる。
- ボールがインプレー、アウトオブプレーにかかわらず、主審のみが負傷した競技者のフィールドへの復帰を認めることができる。
- 副審または第4の審判員によって復帰の準備ができていると確認されたならば、負傷した競技者に復帰の承認を与えることができる。

- その他の理由でプレーが停止されているのではなく、また競技者の負傷が競技規則の違反に起因していないのであれば、プレーが停止されたときにボールがあった位置でドロップボールにより再開しなければならない。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止された場合は、プレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上でボールをドロップする。
- 負傷の対応により空費された時間のすべてがプレーできるよう、前、後半の最後に時間を追加しなければならない。
- カードを提示しようとした負傷した競技者が治療のためフィールドを離れなければならない場合、その競技者がフィールドを離れる前にカードを提示しなければならない。

この規定の例外は、次の場合にのみ適用される。

- ゴールキーパーが負傷したとき。
- ゴールキーパーとフィールドプレーヤーが衝突し、即座な対応が必要なとき。
- 同じチームの競技者が衝突し、即座の対応が必要なとき。
- 重篤な負傷が発生したとき（例えば、舌が気道を塞ぐ、脳や心臓の震盪、脚の骨折）。

## 2つ以上の反則が同時に起きたとき

---

- 同じチームの2人の競技者が反則を犯した場合、
  - － 主審は同時に犯された2つ以上の反則の最も重いものを罰しなければならない。
  - － プレーは最も重い反則に対応して再開されなければならない。
- 異なったチームの競技者が反則を犯した場合、
  - － 主審はプレーを停止し、停止したときにボールがあった位置でドロップボールによりプレーを再開しなければならない。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止された場合は、主審はプレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上でボールをドロップする。

## ボールがインプレー中の位置取り

---

求められる位置取り

- 主審とプレーが行われている側の副審でプレーを挟む。
- 主審は、プレーが行われている側の副審を視野に入れる。主審は、対角線式審判法を広く用いる。
- 主審は、プレーの外側に向かって位置することによって、プレーとプレーが行われている側の副審を容易に視野に入れることができる。
- 主審は、プレーに干渉することなく、十分にプレーに近づく。
- “監視しなければならないもの”は、つねにボール周辺にあるというものではない。主審は次のことにも留意する：
  - － 挑戦的な競技者がボールとは関係ない場所に対立を引き起こすこと
  - － プレーが向かっている地域内での反則の可能性
  - － ボールがプレーされた後の反則

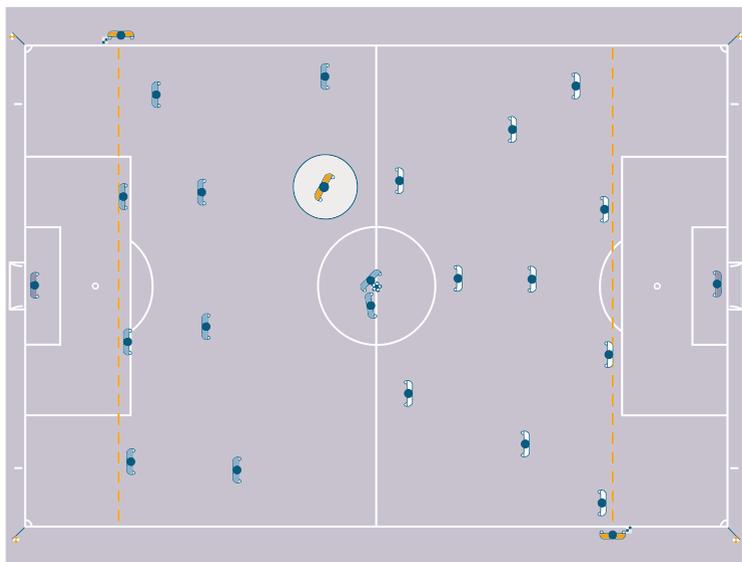
## ボールがアウトオブプレーのときの位置取り

---

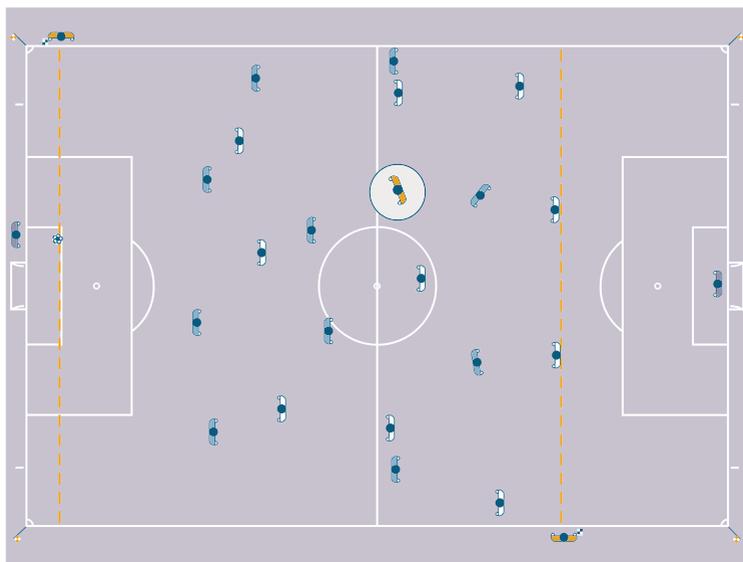
最良の位置をとることにより、正しい判定を下すことができる。位置取りに関しては、プレーの可能性に基づくことを基本とし、それに加えチームや競技者、そこに至るまでの出来事などの情報により修正していかなければならない。

次図に指示する位置取りは、基本的なものであり、審判員に勧められているものである。“ゾーン”について、すべての位置取りはその効果を最大限に引き出せるエリアとして、取ることが勧められるものである。これらのゾーンは、ことが起きたときの状況により、大きくなったり、小さくなったり、また異なった形状となる。

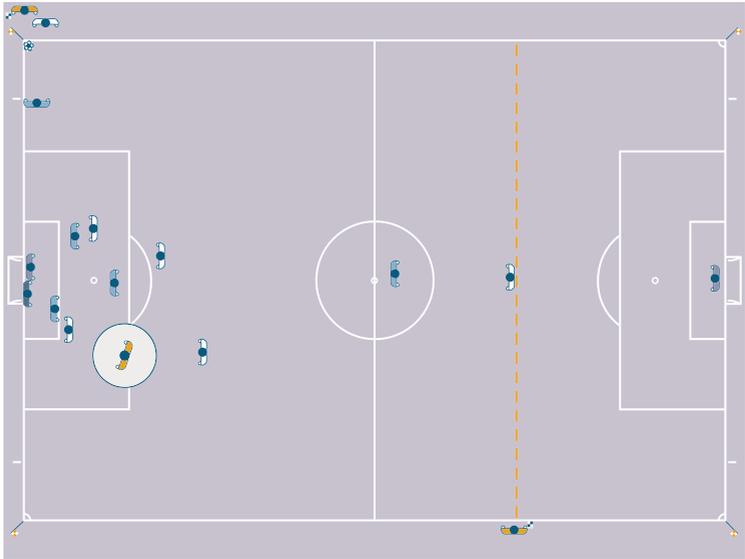
### 1. キックオフのときの位置取り



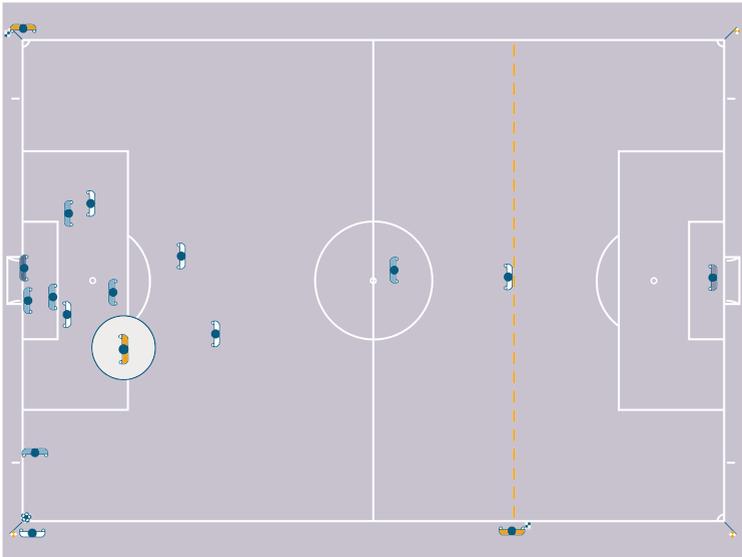
### 2. ゴールキックのときの位置取り



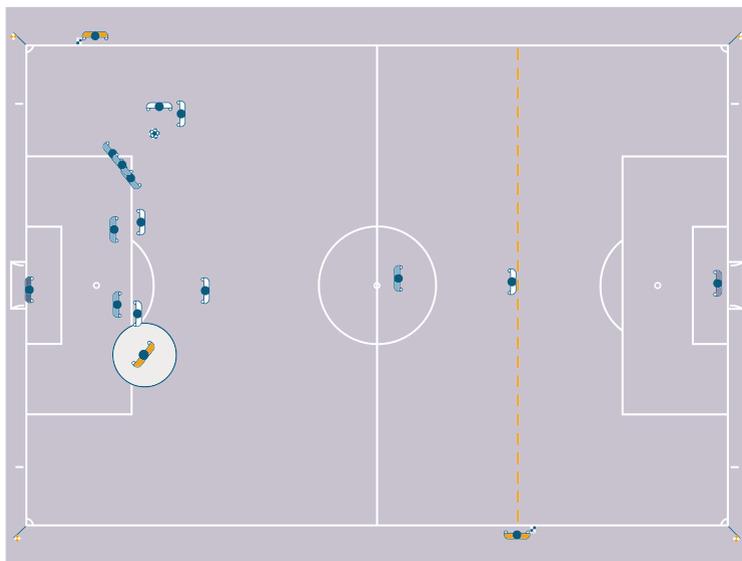
### 3. コーナーキック(1)のときの位置取り



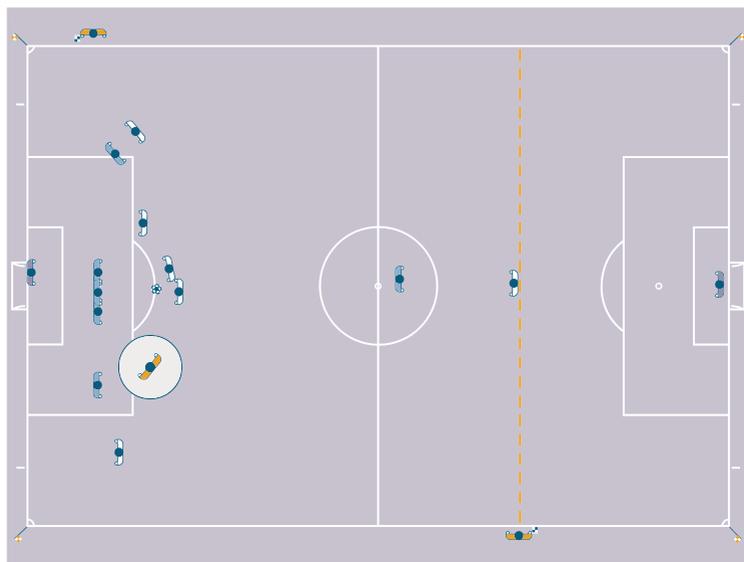
### 4. コーナーキック(2)のときの位置取り



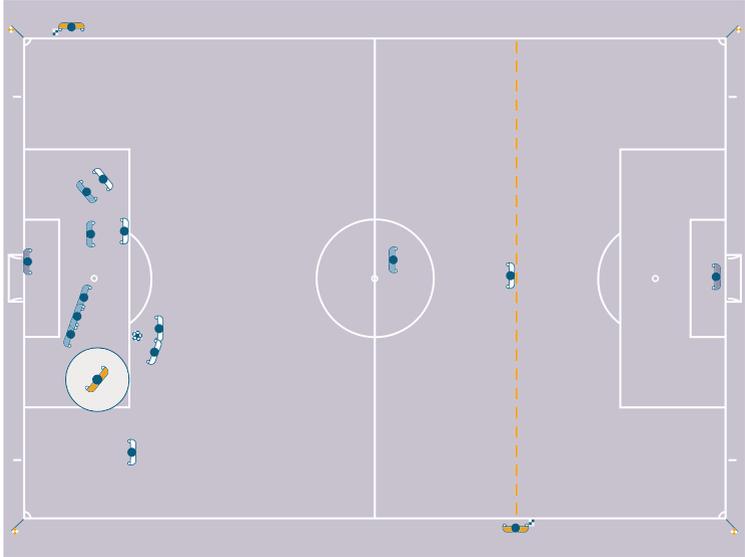
5. フリーキック(1)のときの位置取り



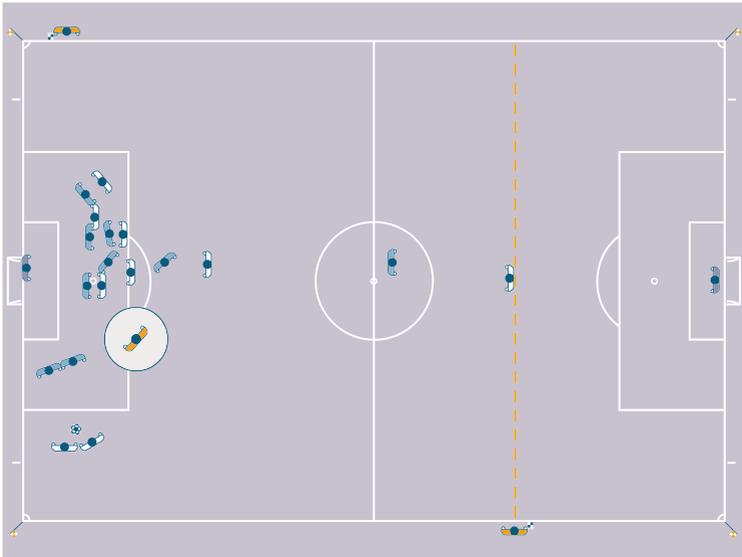
6. フリーキック(2)のときの位置取り



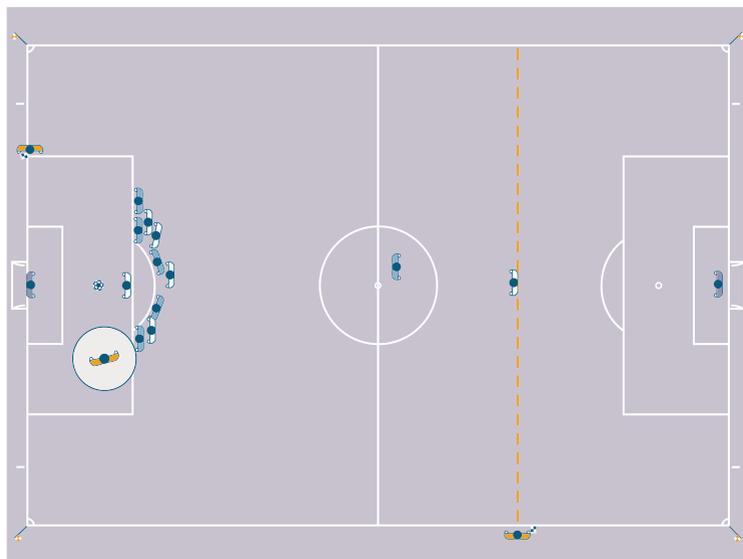
### 7. フリーキック(3)のときの位置取り



### 8. フリーキック(4)のときの位置取り



### 9. ペナルティーキックのときの位置取り





直接フリーキック



アドバンテージ



間接フリーキック



イエローカード



レッドカード

## 笛の使い方

---

次の場合には、笛を吹く必要がある。

- 前、後半の、また得点後のキックオフのとき
- 次の理由でプレーを停止するとき
  - ー フリーキックまたはペナルティーキック
  - ー 試合の一時的な中断、または中止
  - ー プレー時間がすべて終わった、前、後半の終了時
- 次の場合にプレーを再開するとき
  - ー 規定の距離を下げたときのフリーキック
  - ー ペナルティーキック
- 次の理由でプレーが停止された後にプレーを再開するとき
  - ー 不正行為に対するイエローカードやレッドカードの提示
  - ー 負傷者の発生
  - ー 交代

次の場合、笛を吹く必要はない。

- 次の理由でプレーを停止するとき
  - ー ゴールキック、コーナーキックまたはスローイン
  - ー 得点
- 次の場合にプレーを再開するとき
  - ー フリーキック、ゴールキック、コーナーキック、スローイン

不必要な笛を多く吹きすぎると、本当に必要な場合に効果が薄れることになる。笛を吹くかどうかの判断は主審に任されているが、プレーの開始のために笛を吹く必要がある場合、主審は、笛のシグナルまではプレー再開としないと競技者にはっきり伝える。

## ボディークラッシュ

---

ボディークラッシュは、主審が次のときに用いる手段である。

- 試合のコントロールを援助するとき
- 主審の権限や主審が落ち着いていることを示すとき

ボディークラッシュは、次のときに用いない。

- 判定の説明になるようなとき

## 任務と責任

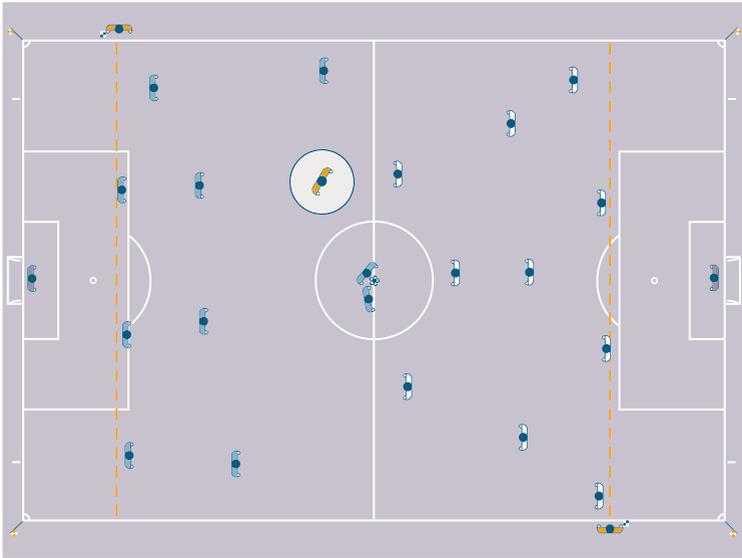
副審は、主審が競技規則に従って試合をコントロールすることを援助する。また、主審の要請や指示によりその他試合運営にかかわるすべての事項について援助する。通常、これは次のようなことである。

- フィールド、使用されるボールおよび競技者の用具を検査する。
- 用具や出血の問題が解決されたかどうか判断する。
- 交代の手続きを監視する。
- 時間、得点および不正行為の記録を予備的に取る。

## 位置取りとチームワーク

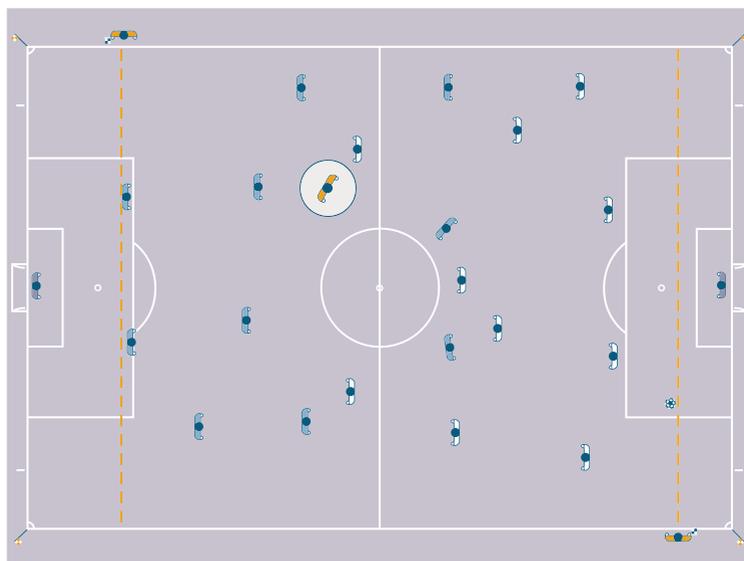
### 1. キックオフ

副審は、後方から二人目の相手競技者のラインにつかなければならない。



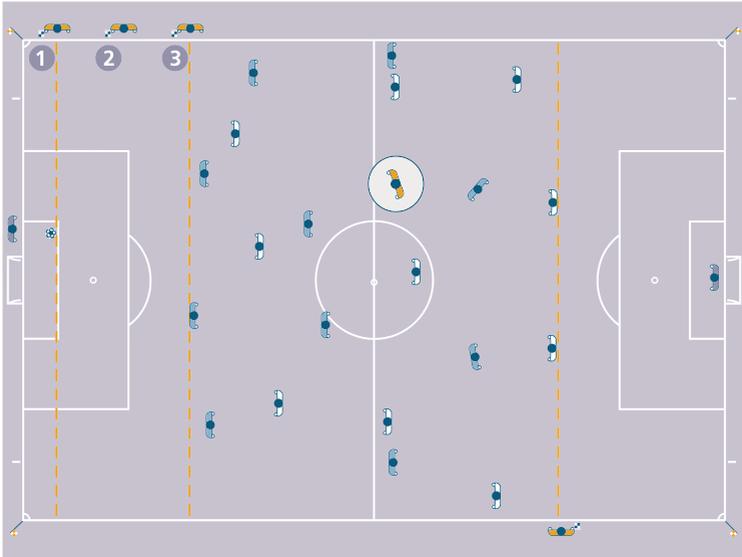
## 2. 試合中の一般的な位置取り

副審は後方から二人目の相手競技者のラインにつくが、ボールが後方から二人目の相手競技者よりゴールラインに近い場合はボールのところにつかなければならない。副審は、つねにフィールドに面しなければならない。



### 3. ゴールキック

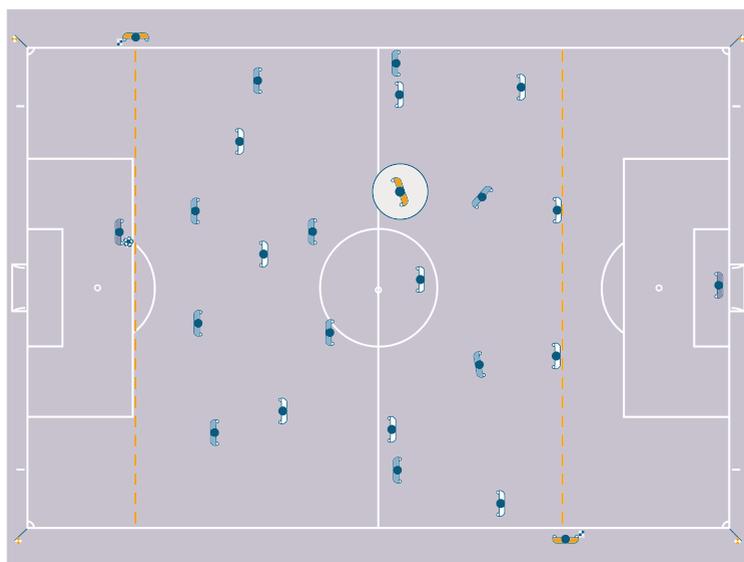
1. 副審は、先ずボールがゴールエリア内にあるかどうかチェックしなければならない。
  - ボールが正しく置かれていない場合、副審はその位置から動かず、主審を目で確認し、旗を上げなければならない。
2. ボールが正しくゴールエリア内に置かれたならば、副審はペナルティーエリアの端まで動き、ボールがペナルティーエリアから出る（ボールがインプレーとなる）ことや攻撃側競技者がエリア内にいないことをチェックしなければならない。
  - 後方から二人目の相手競技者がゴールキックを行う場合、副審は直接ペナルティーエリアの端まで動かなければならない。
3. 最終的には、副審はオフサイドラインのチェックができる位置取りをしなければならない。オフサイドラインのチェックはどんなときでも非常に重要なことである。



#### 4. ゴールキーパーがボールを放す

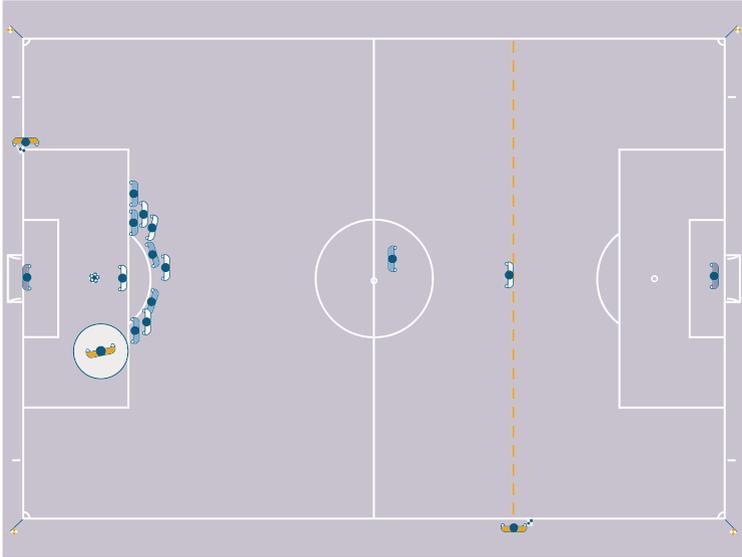
副審は、ペナルティーエリアの端のところに位置を取り、ゴールキーパーがペナルティーエリアの外でボールを手で触れていないかどうかチェックしなければならない。

ゴールキーパーがボールを放したら、オフサイドラインのチェックができる位置取りをしなければならない。オフサイドラインのチェックはどんなときでも非常に重要なことである。



## 5. ペナルティーキック

副審は、ゴールラインとペナルティーエリアラインの交点のところに位置しなければならない。ボールがけられる前にゴールキーパーが露骨にゴールラインから離れて得点とならなかった場合、副審は旗を上げなければならない。

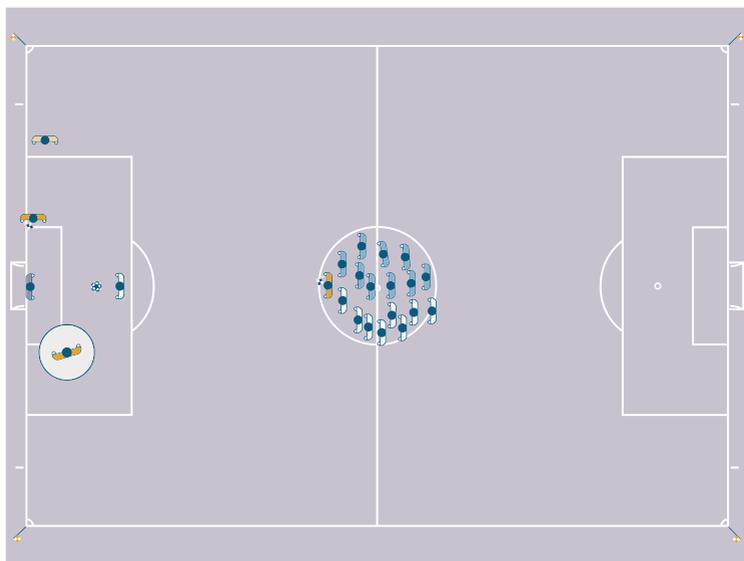


## 6. ペナルティーマークからのキック

副審の一人がゴールラインとゴールエリアラインの交点に位置しなければならない。その主たる任務は、ボールがラインを越えたかどうかをチェックすることである。

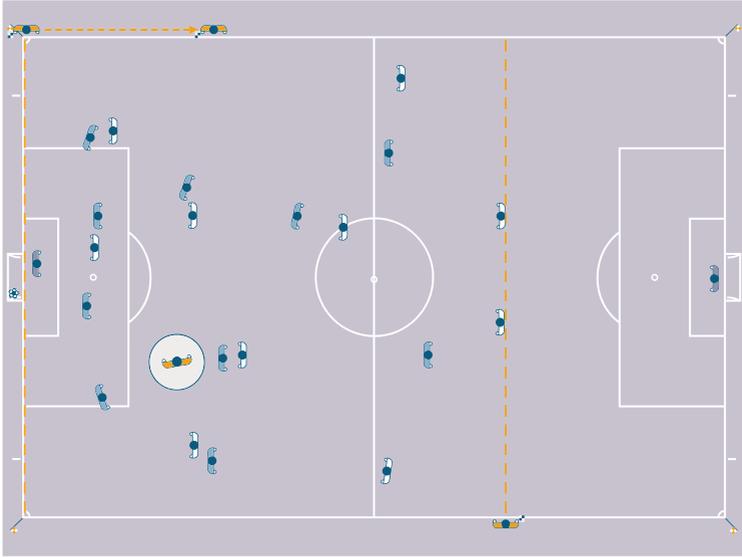
- 副審は、ボールが明らかにゴールラインを越えたならば、特にシグナルを示すことなく、主審と目で確認を取らなければならない。
- 副審は、ボールがラインを越えたかどうか明らかでない状況で得点を確認したとき、先ず旗を上げて主審の注意をひいてから、得点を認めなければならない。

もう一方の副審はセンターサークルのところにおいて、両チームの残りの競技者をコントロールしなければならない。

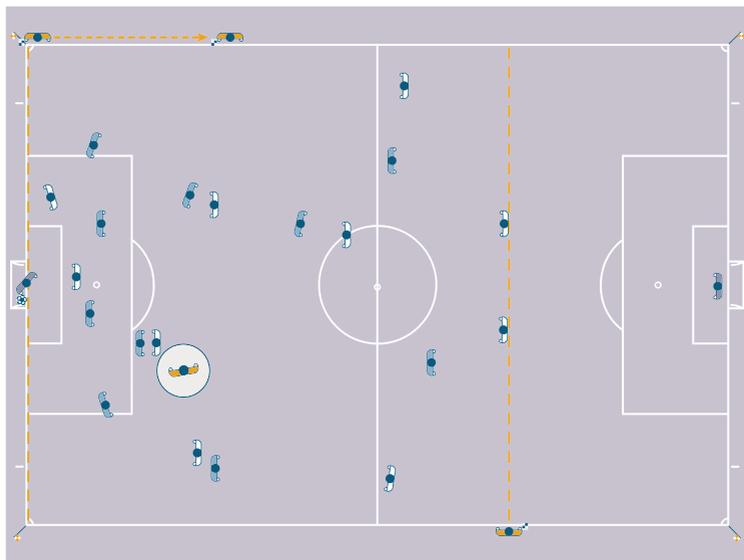


## 7. 得点か得点でないかの状況

得点があり、その決定に疑問がないときであっても、主審と副審は目で確認し合わなければならない。その後、副審は、旗を上げずに25～30mタッチラインに沿いハーフウェーラインに向かってすばやく走らなければならない。



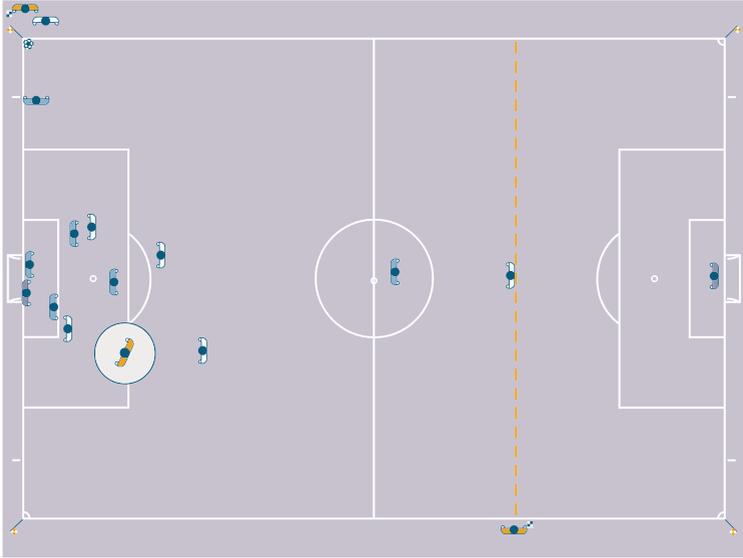
得点があったが、ボールが依然インプレーのように見えるとき、副審は先ず旗を上げて主審の注意をひかなければならない。その後、通常の得点の手続きとして、25～30mタッチラインに沿いハーフウェーラインに向かってすばやく走る。



ボールの全体がゴールラインを越えず、得点となっていないので、それまでどおりプレーが続く場合は、主審は副審と目で確認し合わなければならない。また、必要であれば手で目立たないシグナルを送る。

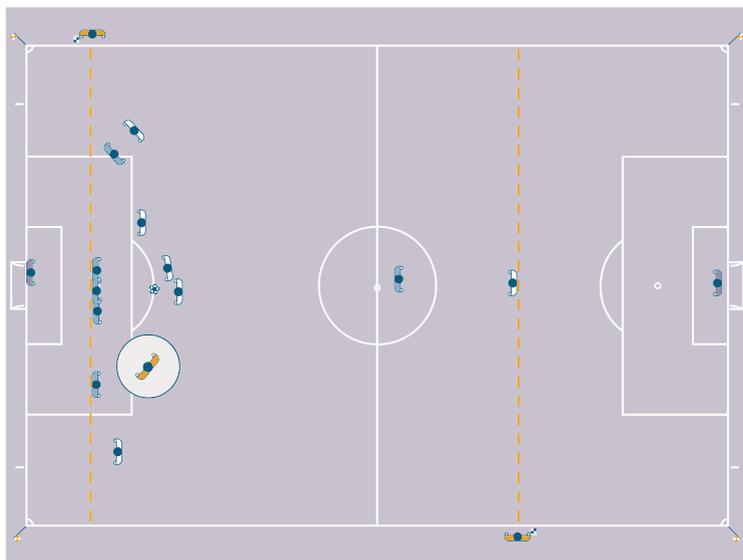
## 8. コーナーキック

コーナーキックのときの副審の位置は、ゴールラインの延長上でコーナーフラッグの後方である。副審はこの位置にいて、コーナーキックを行う競技者に干渉してはならない。また、ボールがコーナーアーク内に正しく置かれているかチェックしなければならない。



## 9. フリーキック

フリーキックのときの副審は、何よりも重要なオフサイドラインのチェックをするため、後方から二人目の相手競技者のラインに位置しなければならない。しかしながら、シュートが直接ゴールに放たれる場合は、ボールを追いかけてタッチラインに沿ってコーナーフラッグ方向に動ける用意をしておかなければならない。



## ジェスチャー

---

原則として、副審は手によるシグナルを明白に示してはならない。しかしながら、いくつかのケースでは、目立たない手のシグナルは主審にとって貴重な援助となり得る。手のシグナルは、意図を明確に示さなければならない。その意図は、試合前の打ち合わせで話し合わせ、納得されていないと認めなければならない。

## ランニング技術

---

原則として、副審は走っている間、ピッチに面しているものとする。サイドステップによる動き方は短い距離を走るために用いられる。これはオフサイドの見極めのため特に重要で、またより良い視線が確保できることになる。

## シグナルビーブ

---

シグナルビーブ・システムは主審の注意を引くために必要であるときのみを使用される追加的なシグナルであることを、主審、副審共に留意する。

シグナルビーブが有用な状況は、次のときである。

- オフサイド
- (主審の視野外での) ファウル
- (判断が難しいときの) スローイン、コーナーキックまたはゴールキック
- (判断が難しいときの) 得点



交代



攻撃側競技者の  
スローイン



守備側競技者の  
スローイン



ゴールキック



コーナーキック



オフサイド



近い側の  
オフサイド



フィールドの中央の  
オフサイド



遠い側の  
オフサイド



守備側競技者によるファウル



攻撃側競技者によるファウル

## フラッグテクニックとチームワーク

---

副審の旗は、つねに広げた状態にしておき、走っているときもバタバタさせず、主審に見えるようにしなければならない。

シグナルするとき、副審は立ち止まり、フィールドに面し、主審を目で確認して、（急がず、過度にならないように）落ちついて旗を上げなければならない。旗は、伸ばした腕の延長のようになるように上げる。

6

副審は、次のシグナルを示す方で旗を上げなければならない。状況が変り、次のシグナルをもう一方の手で行わなければならないなくなった場合、副審は腰より低い位置で反対の手に旗を持ち替えるものとする。

副審は、ボールがアウトオブプレーになったことをシグナルするときは、主審がそれに気づくまでシグナルし続けなければならない。

乱暴な行為があり副審がシグナルしたが、主審がそのシグナルをすぐに見ることがなかったときで、

- 懲戒のための措置を取るためにプレーを停止した場合、その再開は競技規則にしたがって（フリーキックやペナルティーキックなどで）行われなければならない。
- プレーが再開されてしまった場合、主審は懲戒のための措置を取ることができるが、フリーキックやペナルティーキックで反則を罰することはできない。

## スローイン

副審に近い位置でボールがタッチラインを越えたときのシグナルは、直接スローインの方向を示さなければならない。

副審から遠い位置であるが、明らかにボールがタッチラインを越えたときのシグナルも直接スローインの方向を示さなければならない。

副審から遠い位置でボールがタッチラインを越えたが、依然ボールがインプレーのように見えるとき、または副審からどちらのスローインか不確かであるとき、副審は旗を上げて主審にボールがアウトオブプレーになったことを伝え、主審を目で確認して主審のシグナルに合わせなければならない。

## コーナーキック/ゴールキック

副審に近い位置でボールがゴールラインを越えたとき、右手（良い視野を得るため）でゴールキックかコーナーキックかのシグナルをしなければならない。

副審に近い位置でボールがゴールラインを越えたが、依然インプレーのように見えるとき、副審はまず旗を上げ、主審にボールがアウトオブプレーであることを伝え、その後ゴールキックなのかコーナーキックなのかシグナルしなければならない。

副審から遠い位置でボールがゴールラインを越えたとき、副審は主審にボールがアウトオブプレーであることを示すため旗を上げ、主審を目で確認して主審の判定に合わせなければならない。副審は、はっきりとしたものに対しては、直接方向を示すこともできる。

### オフサイド

副審は、オフサイドと判定したならば、まず旗を上げる。その後、旗を用い、反則のあった地域を示す。

主審が旗をすぐに見なかった場合、副審は主審が気づくまで、または明らかに守備側チームがボールをコントロールするまでシグナルし続けなければならない。

副審は、良い視野を確保するため、旗を右手で上げなければならない。

### 交代

交代の手続きを行うとき、第4の審判員はまず副審に知らせなければならない。次いで副審は、次のプレーの停止のとき主審にシグナルしなければならない。第4の審判員が交代の手続きを行う場合、副審はハーフウェーラインまで移動する必要はない。

第4の審判員がいない場合、副審は交代の手続きを援助しなければならない。この場合、主審は副審が位置についてからプレーを再開しなければならない。

## ファウル

副審の間近や主審の見えないところでファウルまたは不正行為が犯されたとき、副審は旗を上げなければならない。その他の状況では常に待たなければならない、必要に応じて見解を示さなければならない。この場合、副審は何を見たのか、聞いたのか、どの競技者がかかわったのか、主審に伝えなければならない。

反則をシグナルする前に、副審は次のことを判断しなければならない。

- 反則が主審の視野外にあったのか、または主審の視野が遮られていたのか
- 主審が反則を見た場合、アドバンテージを適用するのかもしれないのか

ファウルまたは不正行為が犯されたとき、副審は次のことをしなければならない。

- その後、シグナルするとき用いる手と同じ手で旗を上げることにより、主審にどちらの競技者がファウルを犯したか容易に示すことができる。
- 主審を目で確認する。
- 旗を左右に振る（過度にまたは強く振ることは避ける）
- 必要であるならば、シグナルピープを用いる。

副審は“ウエイト・アンド・シー：Wait & See（多少待って、様子をうかがう）技術”を用いてプレーを続けさせ、反則を犯されたチームがアドバンテージにより利益を得た場合旗を上げてはならない。この場合、副審が主審を目で確認することが大変重要である。

### ペナルティーエリア外のファウル

ファウルが（ペナルティーエリアの境界線近くの）ペナルティーエリアの外で犯されたとき、副審は、主審がどこにいるのか、どのような対応をとったのか目で確認するものとする。副審はペナルティーエリアのラインのところに立ち、必要であれば旗を上げなければならない。

カウンターアタックの状況であれば、ファウルが犯されているのかどうか、ファウルがペナルティーエリア内か外か（これらはどんな場合でも優先して判断されるものである）、さらにどのような懲戒の罰則を与えるのか、主審に伝えることができるようにしなければならない。

### ペナルティーエリア内のファウル

特に副審の位置の近くのペナルティーエリア内において、ファウルが主審の視野外で犯されたとき、まず副審は、主審がどこにいるのか、どのような対応を取ったのかを目で確認しなければならない。主審が何の対応も取らなかった場合、副審は旗をあげ、ビーブシグナルを用いると共にはっきりとコーナーフラッグの方向に移動しなければならない。

### 集団的対立

多くの競技者を巻き込んで騒動になった場合、近くの副審がフィールドに入って主審を援助することができる。もう一方の副審も、その騒動を監視するとともに事実の詳細について記録しなければならない。

### 協議

懲戒に関する問題に対処するとき、いくつかのケースにおいては目で確認し合うことと副審から主審へのわかりやすい手による目立たないシグナルで十分である。

直接話し合うことが求められる場合においては、必要に応じ、副審は2～3mフィールド内に入る。話し合うときは、主審と副審の両方がフィールド内に顔を向け、会話を聞かれないようにする。

**規定の距離**

フリーキックが副審の近い位置で、かつタッチラインの極めて近くで与えられたとき、副審はフィールド内に入って、相手競技者がボールから9.15m離れるよう手助けすることができる。この場合、主審は副審が位置につくのを待ってプレーを再開しなければならない。

## 空費された時間の追加

---

(スローインやゴールキックなどで)プレーが多く停止されることは至って当然のことである。プレーの停止時間があまりに長い場合のみに、時間が追加される。

第4の審判員は、前、後半の最後に、主審によって決定された最小限の追加時間を表示する。

表示された追加時間は、その試合における正確な残り時間を示すものではない。妥当だと判断されるのであれば、主審はそれを増やすことはできるが減らすことはできない。

前半に時間計測を間違えたとしても、主審は後半の時間を延ばす、または短くして埋め合わせるではない。

## ドロップボール

---

(ゴールキーパーを含む)すべての競技者がドロップボールに参加することができる。ドロップボールに参加が必要な最小、最大競技者数は定められていない。主審は、誰がドロップボールに参加してよいのかどうかの決定を行うことはできない。

## フィールド内で、ボールが競技者以外の者に触れる

---

主審と副審は試合の一員であるので、ボールがインプレー中、ボールが主審または一時的にフィールド内にいた副審に触れた場合でもプレーは続けられる。

## ノーゴール

---

ボールの全体がゴールラインを越える前に主審が得点をシグナルし、直後にその誤りに気づいた場合、プレーはプレーを停止したときにボールがあった位置からドロップボールで再開される。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止された場合は、ドロップボールは、プレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上で行う。

## 定義

---

### “第11条ーオフサイド” の考え方により、次の定義が適用される

- オフサイドポジションの定義における “相手競技者より相手競技者のゴールラインに近い” とは、頭、胴体または足のどこの部分であってもボールおよび後方から2人目の相手競技者より相手競技者のゴールラインに近いことを意味する。手は、この定義に含まれない。
- “プレーに干渉する” とは、味方競技者がパスした、または味方競技者が触れたボールをプレーする、あるいはこれに触れることを意味する。
- “相手競技者に干渉する” とは、明らかに相手競技者の視線を遮る、相手競技者の動きを妨げる、しぐさや動きで相手競技者を惑わす、または混乱させると主審が判断し、それによって相手競技者がボールをプレーするまたはプレーする可能性を妨げることを意味する。
- “その位置にいることによって利益を得る” とは、既にオフサイドポジションにいて、ゴールポストやクロスバーからはね返ってきたボールをプレーするまたは既にオフサイドポジションにいて、相手競技者からはね返ってきたボールをプレーすることを意味する。

## 違反

---

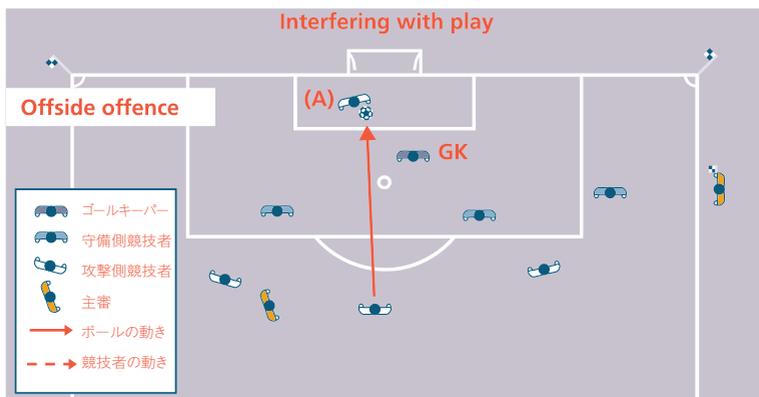
オフサイドの反則が起きたとき、主審は、味方競技者の一人がオフサイドの反則を犯した競技者に対して最後にボールをプレーしたとき、オフサイドの反則を犯した競技者がいた場所から行われる間接フリーキックを与える。

どのような理由があっても、主審の承認なくフィールドを離れた守備側競技者は、オフサイドの判断のため、プレーが次に停止されるまで、自分のゴールラインかタッチライン上にいるものとみなされる。意図的にフィールドを離れた競技者は、ボールが次にアウトオブプレーになったとき警告されなければならない。

オフサイドのポジションにいる競技者が、そのときのプレーに関わっていないことを主審に示すためフィールドの外に出ることは反則ではない。しかしながら、競技者が戦術的な理由でフィールドを離れ、フィールドに復帰することで不正に利益を得た場合、競技者は反スポーツ的行為で警告されなければならない。フィールドに復帰するために、競技者は主審の承認を求める必要がある。

ボールがゴールに入ったとき攻撃側競技者がゴールポスト間のゴールネット内で動かずにいた場合、得点は認められなければならない。しかしながら、攻撃側競技者が相手競技者を惑わせていた場合、得点は認められず、競技者は反スポーツ的行為で警告されなければならない。プレーはプレーを停止したときにボールがあった位置からドロップボールで再開されなければならない。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止された場合は、ドロップボールは、プレーを停止したときにボールがあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上で行う。

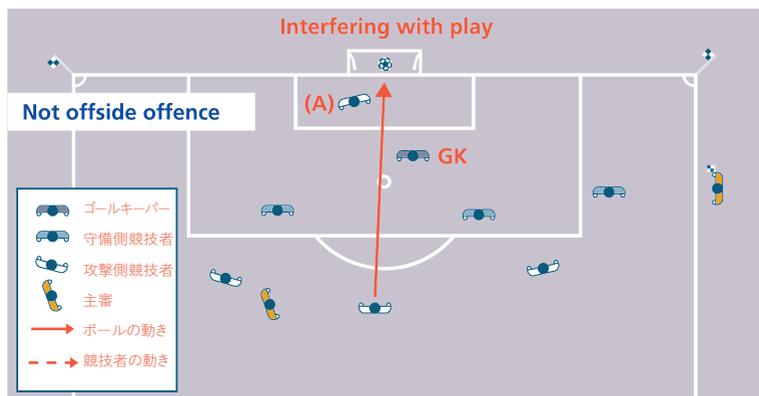
## 1. プレーに干渉する



## オフサイド

オフサイドポジションにいた攻撃側競技者(A)は相手競技者に干渉しなかったが、ボールに触れた。副審は、競技者がボールに触れたときに旗を上げなければならない。

## 2. プレーに干渉する

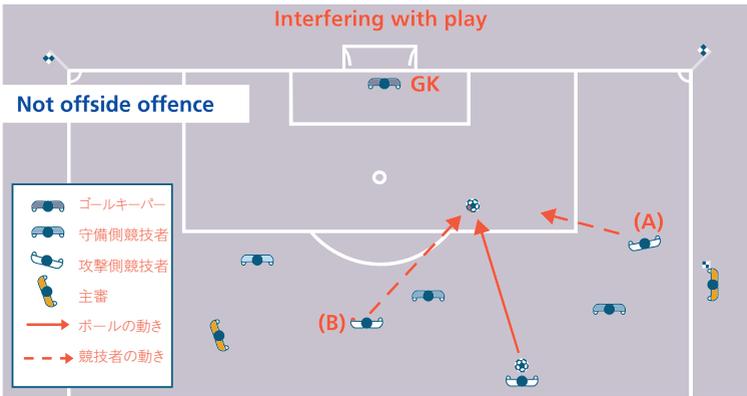


## オフサイドではない

オフサイドポジションにいた攻撃側競技者(A)は相手競技者に干渉することなく、またボールにも触れなかった。

競技者はボールに触れなかったので、罰せられることはない。

### 3. プレーに干渉する

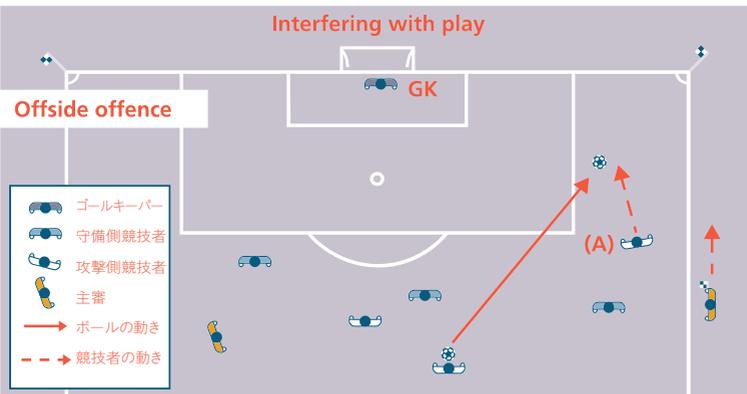


#### オフサイドではない

オフサイドポジションにいた攻撃側競技者(A)がボールに向かって走った。オンサイドポジションにいた味方競技者(B)もボールに向かって走って、ボールをプレーした。

(A)はボールに触れなかったので、罰せられることはない。

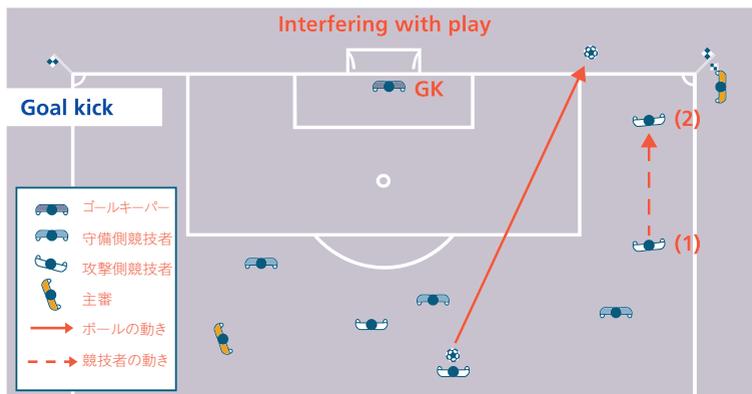
### 4. プレーに干渉する



#### オフサイド

オフサイドポジションにいた攻撃側競技者(A)は、オンサイドポジションにいるその他の味方競技者がボールをプレーする可能性がないと主審が判断した場合、ボールにプレーする、あるいは触れる前に罰せられる。

## 5. プレーに干渉する

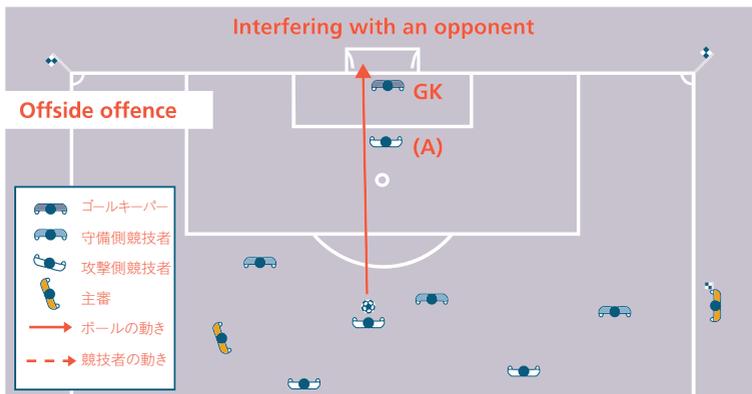


## ゴールキック

オフサイドポジションにいた攻撃側競技者(1)はボールに向かって走ったが、ボールに触れなかった。

副審は、ゴールキックのシグナルをしなければならない。

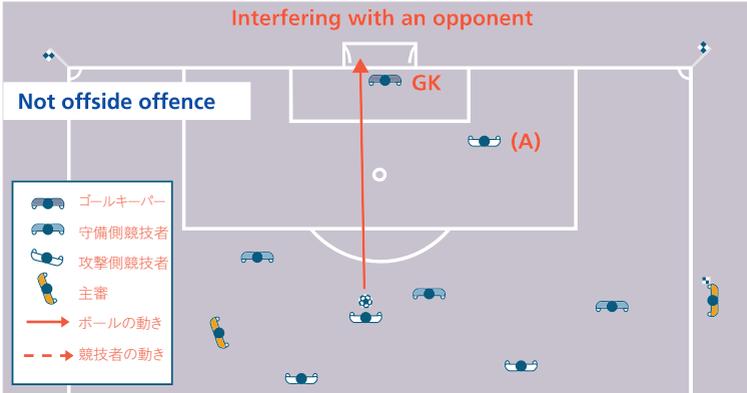
## 6. 相手競技者に干渉する



## オフサイド

攻撃側競技者(A)がオフサイドポジションにいて、ゴールキーパーの視線を遮った。競技者は、相手競技者のプレー、あるいはプレーする可能性を妨げたことで罰せられなければならない。

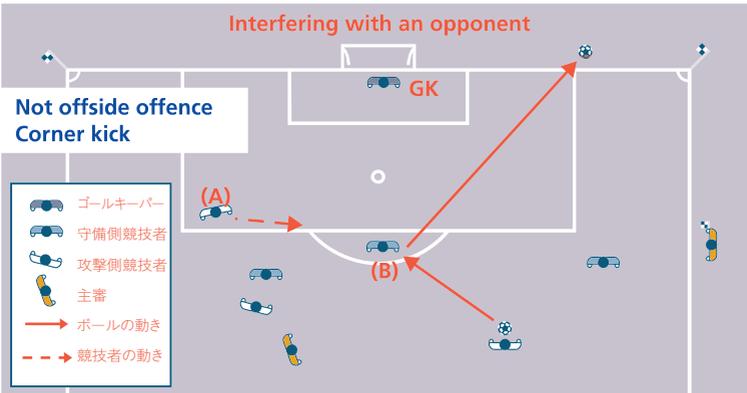
## 7. 相手競技者に干渉する



### オフサイドではない

攻撃側競技者(A)はオフサイドポジションにいるが、ゴールキーパーの視線を遮ったり、身振りや動きでゴールキーパーを惑わしたり、混乱させていない。

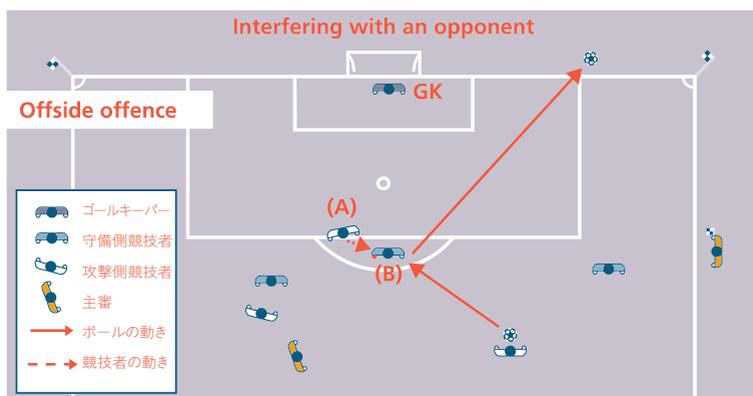
## 8. 相手競技者に干渉する



### オフサイドではない

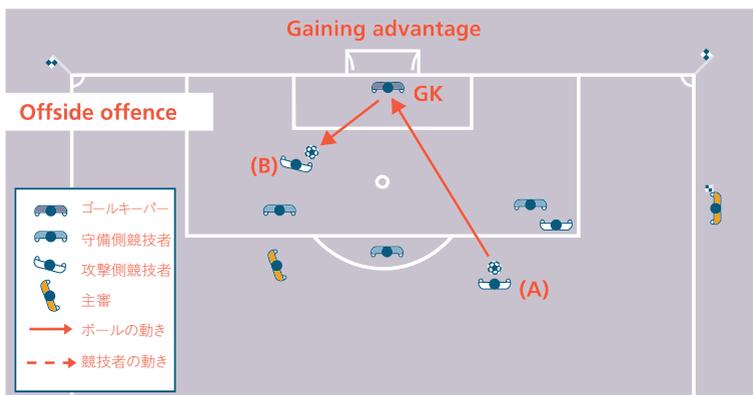
オフサイドポジションにいる攻撃側競技者(A)はボールに向かって走ったが、相手競技者のプレー、あるいはプレーする可能性を妨げていない。また、競技者(A)は、身振りや動きで、相手競技者(B)を惑わしたり、混乱させたりしていない。

## 9. 相手競技者に干渉する

**オフサイド**

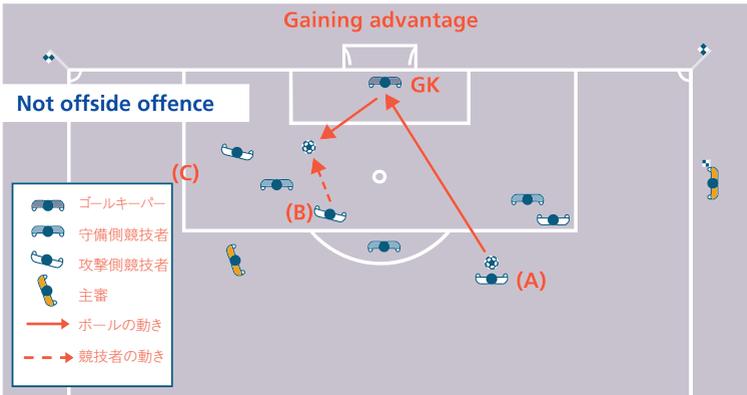
オフサイドポジションにいる攻撃側競技者(A)はボールに向かって走り、相手競技者(B)がプレーする、あるいはプレーする可能性を妨げた。(A)は、身振りや動きで(B)を感わした、あるいは混乱させた。

## 10. 利益を得る

**オフサイド**

味方競技者(A)がシュートしたボールがゴールキーパーからはね返り、競技者(B)のところに来た。(B)は既にオフサイドポジションにいてボールをプレーしたので、罰せられる。

## 11. 利益を得る



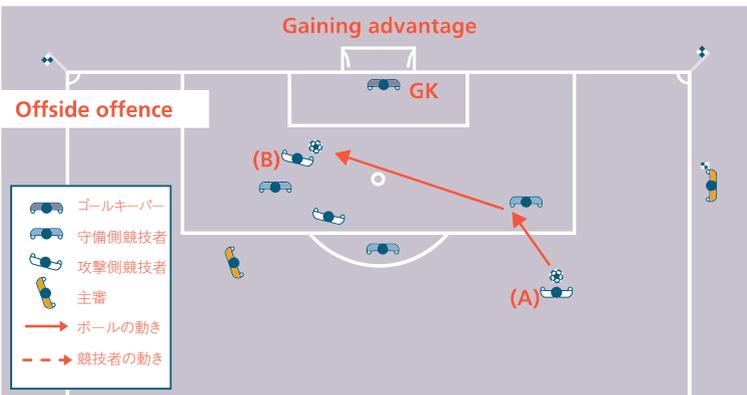
### オフサイドではない

味方競技者(A)がシュートしたボールがゴールキーパーからはね返って、オンサイドポジションにいた競技者(B)がボールをプレーした。

(C)はオフサイドポジションにいたが、ボールに触れず、オフサイドポジションにいたことによって利益を得ていないので、罰せられない。

11

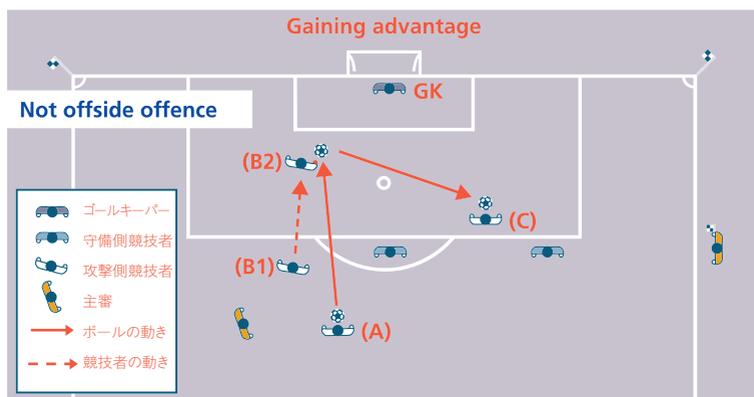
## 12. 利益を得る



### オフサイド

攻撃側競技者(B)は、味方競技者(A)がシュートして相手競技者からはね返ったボールを、(シュートされたとき)既にオフサイドポジションにいてボールをプレーしたので、罰せられる。

## 13. 利益を得る



## オフサイドではない

攻撃側競技者(C)は**オフサイドポジション**にいたが、相手競技者に干渉していない。味方競技者(A)が**オンサイド**ポジションにいる競技者(B1)にボールをパスし、競技者(B1)は相手ゴールに向かって(B2)まで走り、ボールを味方競技者(C)にパスした。しかし、ボールがパスされたとき、競技者(C)は**オンサイドポジション**にいたので、罰せられない。

## ファウルとなるための基本的条件

---

反則をファウルとして判断するためには、次の条件が満たさなければならない。

- 競技者によって犯される
- フィールド内で起きる
- ボールがインプレー中に起きる

ボールがインプレー中、反則がフィールド外で犯されたので主審がプレーを停止した場合、プレーはボールがあった位置でドロップボールにより再開されなければならない。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止された場合は、ドロップボールは、プレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上で行う。

## 不用意な、無謀な、過剰な力で

---

“不用意な”とは、競技者が相手に挑むとき注意や配慮が欠けていると判断される、または慎重さを欠いてプレーを行うことである。

- ファウルが不用意であると判断された場合、懲戒の罰則を追加する必要はない。

“無謀な”とは、競技者が、相手競技者が危険にさらされていることをまったく無視して、または結果的に危険となるプレーを行うことである。

- 無謀な方法でプレーした競技者は、警告されなければならない。

“過剰な力で”とは、競技者がはるかに必要以上の力を用いて相手競技者を負傷の危険にさらすことである。

- 過剰な力を用いた競技者には、退場が命じられなければならない。

## 相手競技者をチャージする

---

チャージングとは、スペースを確保するべく、ボールがプレーできる範囲内で、腕やひじを用いず、身体的接触を用いて挑むことである。

次の方法で相手競技者をチャージすることは、反則である。

- 不用意な方法で
- 無謀な方法で
- 過剰な力で

## 相手競技者を抑える

---

手、腕、または体を用いて相手競技者の進行や動きを阻止することは、相手競技者を抑えることである。

特にコーナーキックやフリーキックのときのペナルティーエリア内の相手競技者を抑える反則に対して、早めに介入し、毅然とした対応をすることに留意する。

これらの状況に対して、

- 主審は、ボールがインプレーになる前に、相手競技者を抑える競技者に注意しなければならない。
- ボールがインプレーになる前に、引き続き相手競技者を抑える競技者を警告する。
- ボールがインプレーになったのちにこの反則が犯された場合、直接フリーキックまたはペナルティーキックを与えると共に反則した競技者を警告する。

守備側競技者がペナルティーエリアの外で相手競技者を抑え、そのままペナルティーエリア内でも抑えていた場合、主審はペナルティーキックを与えなければならない。

### 懲戒の罰則

- 相手競技者を抑えて、相手競技者がボールを保持することを妨げる、または有利な位置を得ようとするのを阻止する競技者は反スポーツ的行為で警告されなければならない。
- 相手競技者を抑えて、決定的な得点の機会を阻止した競技者は、退場が命じられなければならない。
- その他の相手競技者を抑える状況では、懲戒の罰則を与えてはならない。

### プレーの再開

- 直接フリーキックは、反則が起きた場所から行われる（第13条—フリーキックの位置を参照）、または、それがペナルティーエリア内で起きた場合はペナルティーキックが与えられる。

## ボールを手で扱う

競技者が手や腕を用いて意図的にボールに触れる行為はボールを手で扱う反則である。主審は、この反則を見極めるとき、次のことを考慮しなければならない。

- ボールが手の方向に動いているのではなく、手がボールの方向に動く。
- 相手競技者とボールの距離（予期していないボール）。
- 手が不必要な位置にある場合は、反則である。
- 手に持った衣服やすね当てなどでボールに触れることは、反則とみなされる。
- サッカーシューズやすね当てなどを投げてボールにぶつけることは、反則とみなされる。

### 懲戒の罰則

競技者が次のように意図的にボールを手で扱ったとき、反スポーツ的行為で警告されることになる。

- 意図的かつ露骨にボールを手で扱って、相手競技者がボールを受け取るのを阻止する。
- 手でボールを扱って得点しようとする。

しかしながら、競技者が意図的にボールを手で扱って決定的な得点を阻止した場合、退場を命じられる。この罰則は競技者がボールを手で扱うことによるものではなく、得点となりそうな状況を阻止するということによるものである。これは公正を欠いた介入で、（サッカー競技にとって）受け入れられることのできないものである。

### プレーの再開

- 直接フリーキックは、反則が起きた場所から行われるか（第13条—フリーキックの位置を参照）、ペナルティーキックとなる。

ゴールキーパーは、自分のペナルティーエリア外では、手でボールを扱うことについて他の競技者と同様に制限される。自分のペナルティーエリアにおいて、ゴールキーパーが手でボールを扱うことは反則とならず、手でボールを扱うことで直接フリーキックになることや他の不正行為を犯したことにはならない。しかしながら、（味方競技者がキックしたボールを手で触れる場合など）ボールを手で扱ういくつかの反則に対しては、間接フリーキックになることがある。

## ゴールキーパーの反則

---

ゴールキーパーは、6秒を超えてボールを手でコントロールすることができない。次のとき、ゴールキーパーがボールをコントロールしていると判断される。

- ボールがゴールキーパーの両手で持たれているとき、またはボールがゴールキーパーの手とグラウンドや自分の体など他のものとの間にあるとき
- ゴールキーパーが広げた手のひらでボールを持っているとき
- ボールを地面にパウンドさせる、または空中に軽く投げ上げたとき

ゴールキーパーが手でボールを保持しているとき、相手競技者はゴールキーパーに挑むことができない。

ゴールキーパーは、次の状況下において、自分のペナルティーエリア内で、ボールを手で触れることができない。

- 保持したボールを放したのち、他の競技者が触れる前に再びボールを手で扱った場合
  - ー ゴールキーパーがボールを手や腕のいずれかの部分で触れることは、ボールをコントロールしていると判断されるが、セービングなどで偶発的にゴールキーパーからはね返ったボールについてはその範囲でない。
  - ー ゴールキーパーがボールを意図的に手で転がして運ぶことも保持にあたる。
- 味方競技者が意図的にゴールキーパーにキックしたボールにゴールキーパーが手で触れた場合
- 味方競技者によってスローインされたボールをゴールキーパーが直接受けて手で触れた場合

### プレーの再開

- 間接フリーキックは、反則が起きた場所から行われる（第13条ーフリーキックの位置を参照）。

## ゴールキーパーに対する反則

---

- ゴールキーパーがボールを手から放すのを妨げることは、反則である。
- ゴールキーパーがボールを放そうとしているときに競技者がそのボールをけるまたはけろうとすることは、危険な方法でプレーすることで罰せられるものとする。
- コーナーキックを行うときなどに不正な方法でゴールキーパーを妨げてゴールキーパーの動きを制限することは反則である。

## 危険な方法でのプレー

---

危険な方法でプレーするとは、ボールをプレーしようとするとき、(自分を含む)競技者を負傷させることになるすべての行為である。この反則は、近くにいる相手競技者が負傷を恐れてプレーできないようすることである。

主審が相手競技者に対して危険でないと判断した場合、シザーズキック、バイシクルキックは行うことができる。

危険な方法でのプレーには、競技者間の身体的接触がない。身体的接触があった場合、直接フリーキックやペナルティーキックで罰せられる反則となる。身体的接触がある場合、主審は不正行為も犯される可能性が高いことを十分考慮しなければならない。

### 懲戒の罰則

- 競技者が危険ではあるが“通常の方法”で相手に挑んだ場合、主審は懲戒的措置を取るべきでない。その行為により明らかに負傷を引き起こす可能性がある場合、主審は競技者を警告する。
- 競技者が危険な方法でプレーすることにより、(相手競技者の)決定的な得点の機会を阻止した場合、主審は、その競技者に退場を命じる。

### プレーの再開

- 間接フリーキックは、反則が起きた場所から行われる(第13条—フリーキックの位置を参照)。

- 身体的接触があった場合、間接フリーキックとなる反則ではなく、直接フリーキック、またはペナルティーキックで罰せられる反則が犯されたということになる。

## 相手競技者の進行を妨げる

---

相手競技者の進行を妨げるとは、ボールが両競技者のプレーできる範囲内にもないとき、相手競技者の進路に入り込み、その進行を妨げる、ブロックする、スピードを落させる、進行方向の変更を余儀なくさせることである。

すべての競技者は、フィールド上においてそれぞれ自分のポジションをとることができる。ただ相手競技者の進路上にいることは、相手の競技者の進路に入り込むこととは同じでない。

体を相手競技者とボールの間に置くことは、許される。戦術的な理由で相手競技者とボールの間に自らを置くことは、ボールがプレーできる範囲にあり、相手競技者を手や体で抑えていない限り、反則ではない。ボールがプレーできる範囲にある場合、その競技者は正しい方法で相手競技者によりチャージされることがある。

## カードを提示するまでプレーを再開させない

---

主審が警告または退場でカードを提示することとした場合、その行為を実施し終えるまでプレーを再開させてはならない。

## 反スポーツ的行為に対する警告

---

次の反則を行った場合など、競技者が反スポーツ的行為で警告されなければならない状況は様々である。

- 直接フリーキックとなる7項目の反則を無謀に行う。
- 戦術的な目的で、相手競技者に干渉する、また大きなチャンスとなる攻撃の芽を摘むファウルを犯す。
- 相手競技者を抑えて、戦術的な目的で、ボールから遠ざける、またボールに向かうのを妨げる。
- ボールを手で扱って、相手競技者がボールを受け取るのを妨げる、また攻撃の展開を防ぐ（ゴールキーパーが自分のペナルティーエリアにあるボールを扱う場合を除く）。
- ボールを手で扱って得点をしようと試みる（その試みが成功しようとしまいと）。
- 負傷を装って、またファウルをされたふりをして（シミュレーション）、主審を騙そうとする。
- プレー中、また主審の承認を得ずにゴールキーパーと入れ替わる。
- サッカー競技に対して敬意を払わない態度で行動する。
- フィールドから離れる承認を得たのち、歩いてフィールドから出る途中ボールをプレーする。
- プレー中、また再開のときに言葉で相手競技者を惑わす。
- フィールドに認められないマークを描く。
- ボールがインプレー中、競技者が競技規則の裏をかき、意図的に策略を用いて味方のゴールキーパーに頭や胸、膝などでボールをパスする。ゴールキーパーがボールに手で触れたか否かは関係しない。競技者は、第12条の条文とその精神に反した策略を試みるという反則を犯したのである。プレーは、間接フリーキックで再開される。
- フリーキックを行うとき、競技者が競技規則の裏をかき、意図的に策略を用いて味方のゴールキーパーにボールをパスする（競技者が警告されたのち、フリーキックが再び行われなければならない）。

## 得点の喜び

---

競技者が得点をしたときに喜びを表すことは認められるが、その表現は過度になってはならない。

適度な喜びの表現は許されるが、大げさなパフォーマンスで表し過度に時間をかけてしまうものは認められない。主審、副審および第4の審判員は、そのような状況に対して介入するよう求められる。

次の場合、競技者は警告されなければならない。

- 競技者が相手を挑発する、嘲笑する、また相手の感情を刺激すると主審が判断する。
- 得点を喜ぶために周囲のフェンスによじ登る。
- ジャージーを脱ぐ、ジャージーを頭に被る。
- マスクや同様のものを顔や頭に被る。

得点の喜びのためにフィールドを離れること自体、警告の反則ではない。しかし、競技者は、できるだけ早くフィールドに戻らなければならない。

得点の喜びに対応するにあたって、主審、副審および第4の審判員は予防的に対応するとともにコモンセンスを用いることが求められる。

## 言葉や行動で異議を示す

---

(言葉であろうとなかろうと)主審の判定に対して抗議する競技者は異議を示したことで警告されなければならない。

チームの主将は、競技規則下において、なんら特別な地位や特権を与えられているものではないが、そのチームの行動についてある程度の責任を有している。

## プレーの再開を遅らせる

---

主審は、次のような策略でプレーの再開を遅らせる競技者を警告しなければならない。

- 主審にやり直しを命じさせる目的だけで、間違った場所からフリーキックを行う。
- スローインを行おうとしたが急に味方競技者の1人にスローインを任せる。
- 主審がプレーを停止したのちボールを遠くへける、またボールを手で持ち去る。
- スローインまたはフリーキックを行うことを過度に遅らせる。
- 交代が行われるとき、フィールドから離れることを遅らせる。
- 主審がプレーを停止後、意図的にボールに触れて対立を引き起こす。

## 繰り返し競技規則に違反する

---

主審、副審および第4の審判員は、競技者が繰り返し競技規則に違反することに対して、いつでも注意を払う。特に、一人の競技者が異なった反則を何度も犯すことにも気を付ける必要があり、その競技者は競技規則に繰り返し違反したことで警告される。

“繰り返し”の回数や違反のパターンは特に示されていない。— これは全くもって判断によるものであり、効果的に試合をコントロールする上で決定されるべきものである。

## 著しく不正なファウルプレー

---

ボールがインプレーで、競技者がボールに挑むとき、相手競技者に対して過剰な力や粗暴な行為を加えた場合、著しく不正なファウルプレーを犯したことになる。

相手競技者の安全を犯すタックルは、著しく不正なファウルプレーを犯したことで罰せられなければならない。

いかなる競技者もボールに挑むときに、過剰な力や相手競技者の安全に危険を及ぼす方法で、相手競技者に対し片足もしくは両足を使って前、横、あるいは後ろから突進した場合、著しく不正なファウルプレーを犯したことになる。

明らかに決定的な得点の機会が続く場合を除き、著しく不正なファウルプレーがある状況ではアドバンテージを適用すべきでない。アドバンテージを適用した場合、主審は次にボールがアウトオブプレーになったとき、著しく不正なファウルプレーでその競技者に退場を命じなければならない。

著しく不正なファウルプレーを行った競技者は退場が命じられ、反則が起きた場所からの直接フリーキック、またはペナルティーエリア内で反則が起きた場合、ペナルティーキックでプレーを再開する（第13条—フリーキックの位置を参照）。

## 乱暴な行為

---

競技者がボールに挑んでいないとき、相手競技者に対して過剰な力や粗暴な行為を加えた場合、乱暴な行為を犯したことになる。

また、味方競技者、観客、審判員あるいはその他の者に対して過剰な力や粗暴な行為を加えた場合、乱暴な行為を犯したことになる。

乱暴な行為は、ボールがインプレーであるといとにかかわらず、フィールド内またはフィールドの境界線の外側のいずれでも起こり得る。

明らかに決定的な得点の機会が続く場合を除き、乱暴な行為が犯されている状況ではアドバンテージを適用すべきでない。アドバンテージを適用した場合、主審は次にボールがアウトオブプレーになったとき、乱暴な行為を犯した競技者に退場を命じなければならない。

主審、副審および第4の審判員は、しばしば乱暴な行為が集団的な騒動を引き起こすことに留意し、積極的に介入して、それが引き起こされないようにしなければならない。

乱暴な行為を行った競技者、交代要員、交代して退いた競技者には、退場が命じられなければならない。

### プレーの再開

- ボールがアウトオブプレーの場合、プレーはその前の判定に基づき再開される。
- ボールがインプレーで、フィールドの外で反則が起きた場合、
  - － 競技者が既にフィールドの外にいて反則を犯した場合は、プレーが停止されたときにボールがあった位置でドロップボールによりプレーは再開される。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止された場合は、ドロップボールは、プレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上で行う。
  - － 競技者が反則を犯すためにフィールドから出た場合は、プレーが停止されたときにボールがあった位置からの間接フリーキックでプレーは再開される（第13条－フリーキックの位置を参照）。
- ボールがインプレーで、競技者がフィールド内で反則を犯した場合、
  - － 相手競技者に対しての反則の場合は、反則が起きた場所からの直接フリーキックまたは（反則を行った競技者自身のペナルティーエリア内であれば）ペナルティーキックでプレーは再開される（第13条－フリーキックの位置を参照）。
  - － 味方競技者に対しての反則の場合は、反則が起きた場所からの間接フリーキックで、プレーは再開される（第13条－フリーキックの位置を参照）。
  - － 交代要員または交代して退いた競技者に対しての反則の場合は、プレーを停止したときにボールがあった位置からの間接フリーキックでプレーは再開される（第13条－フリーキックの位置を参照）。
  - － 主審または副審に対しての反則の場合は、反則が起きた場所からの間接フリーキックで、プレーは再開される（第13条－フリーキックの位置を参照）。
  - － その他の者に対しての反則の場合は、プレーを停止したときにボールがあった位置で、ドロップボールにより、プレーは再開される。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止された場合は、ドロップボールは、プレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上で行う。

## 物(またはボール)を投げる反則

ボールがインプレー中、競技者、交代要員、交代して退いた競技者が物を相手競技者やその他の者に対して無謀に投げつけた場合、主審はプレーを停止し、その競技者、交代要員、交代して退いた競技者を警告しなければならない。

ボールがインプレー中、競技者、交代要員、交代して退いた競技者が物を相手競技者やその他の者に過剰な力をもって投げた場合、主審はプレーを停止し、乱暴な行為でその競技者、交代要員、交代した競技者に退場を命じなければならない。

### プレーの再開

- 自分のペナルティーエリア内に立っている競技者がペナルティーエリア外に立っている相手競技者に物を投げた場合、主審はプレーを停止し、物が当たった、または当たったであろう場所から行われる相手チームの直接フリーキックでプレーを再開する。
- 自分のペナルティーエリア外に立っている競技者がペナルティーエリア内に立っている相手競技者に物を投げた場合、主審はペナルティーキックでプレーを再開する。
- フィールド内に立っている競技者がフィールド外に立っている者（誰であっても）に物を投げた場合、主審はプレーを停止したときにボールがあった位置から行われる間接フリーキックでプレーを再開する（第13条ーフリーキックの位置を参照）。
- フィールド外に立っている競技者がフィールド内に立っている相手競技者に物を投げた場合、主審は物が当たった、または当たったであろう場所から行われる相手チームの直接フリーキックまたは（反則を行った競技者自身のペナルティーエリア内であれば）ペナルティーキックでプレーを再開する。
- フィールド外に立っている交代要員または交代して退いた競技者がフィールド内に立っている相手競技者に物を投げた場合、主審はプレーを停止したときにボールがあった位置から行われる相手チームの間接フリーキックでプレーを再開する（第13条ーフリーキックの位置を参照）。

## 得点、または得点の機会の阻止

---

相手競技者の決定的な得点の機会の阻止で退場となる反則は2種類あるが、ペナルティエリア内で発生するものだけが対象となっているのではない。

決定的な得点の機会があり、相手競技者がボールを手で扱い、また相手競技者にファウルをしたにもかかわらず、主審がアドバンテージを適用し、その後、直接得点となった場合、その競技者は退場を命じられないが、警告されることがある。

主審と副審は、得点または決定的な得点の機会の阻止で競技者に退場を命じるとき、次の状況を考慮に入れなければならない。

- 反則とゴールとの距離
- ボールをキープできる、またはコントロールできる可能性
- プレーの方向
- 守備側競技者の位置と数
- 相手競技者の決定的な得点の機会を阻止する反則が直接フリーキックまたは間接フリーキックとなるものであること。

## 進め方

---

ボールは、けられて移動したときにインプレーとなる。

フリーキックは、片足で、または両足で同時に持ち上げる方法でも行うことができる。

相手競技者を混乱させるためにフェイントを用いてフリーキックを行うことはサッカーの一部であり、認められる。しかしながら、フェイントが反スポーツ的行為となる行動であると主審が判断した場合は、それを行った競技者は警告されなければならない。

競技者がフリーキックを正しく行い、不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることなく、意図的にボールを相手に当てて、はね返ったボールを自分のものとした場合、主審はプレーを続けさせなければならない。

片手を上げてフリーキックが間接であることを示すことを主審が怠ったが、ボールがけられて直接ゴールに入った場合、間接フリーキックは再び行われなければならない。最初の間接フリーキックが主審の誤りによって無効になるものではない。

## 距離

---

競技者がフリーキックを素早く行って、ボールから9.15m（10ヤード）離れていない相手競技者がキックを妨害することなく、ボールをインターセプトした場合、主審はプレーを続けさせなければならない。

競技者がフリーキックを素早く行おうとしたところ、ボールの近くにいた相手競技者が意図的にキックを妨害した場合、主審はプレーの再開を遅らせたことでその相手競技者を警告しなければならない。

守備側チームがそのチームのペナルティーエリア内でフリーキックを行うとき、守備側競技者が素早くキックを行おうとしたが、ペナルティーエリアから出る時間的余裕がなく1名以上の相手競技者がそのペナルティーエリアに残っていた場合、主審はプレーを続けさせなければならない。

## 進め方

---

相手競技者を混乱させるために、ペナルティーキックの助走中にフェイントすることはサッカーの一部であり、認められる。しかしながら、競技者が一旦助走を完了した後にボールをけるフェイントについては、第14条に違反するとみなされ、それを行った競技者は反スポーツ的行為により警告されなければならない。

## ペナルティーキックの準備

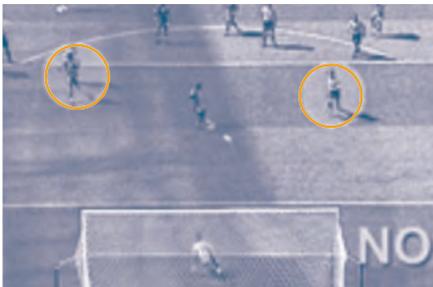
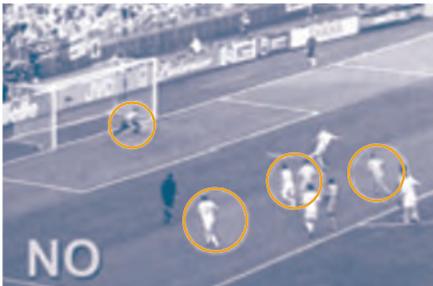
---

主審は、ペナルティーキックが行われる前に次の要件について確認しなければならない。

- キッカーが特定されている。
- ボールが正しくペナルティーマーク上に置かれている。
- ゴールキーパーがゴールポスト間のゴールライン上において、キッカーに面している。
- キッカーとゴールキーパー以外の競技者は、
  - － ペナルティーエリアの外で、
  - － ペナルティーアークの外で、
  - － ボールより後方にいる。

笛が鳴ったのち、ボールがインプレーになるまでの違反

侵入の違反	キックの結果	
	ゴール	ノーゴール
攻撃側競技者	ペナルティーキックを再び行う	間接フリーキック
守備側競技者	ゴール	ペナルティーキックを再び行う
両チーム	ペナルティーキックを再び行う	ペナルティーキックを再び行う



## 進め方 一 違反

---

主審と副審は、スローインが行われるとき、相手競技者はスローインを行う地点から2 m以内に近寄れないことに留意する。必要であれば、主審はスローインの前に、この距離内にいる競技者を注意し、その後も正しい距離まで下がらない場合は警告しなければならない。プレーは、スローインで再開される。

競技者がスローインを正しく行い、不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることなく、意図的にボールを相手競技者に向けて投げて、はね返ったボールを自分のものとした場合、主審はプレーを続けさせなければならない。

スローインからボールが直接相手競技者のゴールに入った場合、主審はゴールキックを与えなければならない。スローインからボールが直接スローインを行った競技者のゴールに入った場合、主審はコーナーキックを与えなければならない。

ボールがフィールドに入る前にグラウンドに触れた場合、スローインが正しい進め方で行われたのであれば、再び同じ地点から同じチームにより行われる。スローインが正しい進め方で行われなかった場合、相手チームがスローインを再び行う。

## 進め方 一 違反

---

ボールがペナルティーエリアから出て、他の競技者が触れる前に、ゴールキックを正しく行った競技者が意図的にボールを再びプレーした場合、その競技者がボールに再び触れた場所からの間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。しかしながら、ボールを手で触れた場合、直接フリーキックで罰せられ、必要であれば懲戒の罰則が与えられなければならない。

ボールがインプレーになる前に相手競技者がペナルティーエリアに入って守備側競技者によりファウルされた場合、ゴールキックが再び行われ、その守備側競技者は、その反則の質により警告または退場が命じられることがある。

## 進め方 ー 違反

主審と副審は、ボールがインプレーになるまで相手競技者はコーナーアークから9.15m（10ヤード）以上離れていなければならないことに留意する（フィールド外につけた任意のマークがこの距離を測るのに役立つ）。必要であれば、主審はコーナーキックの前にこの距離内にいる競技者を注意し、その後も正しい距離まで下がらない場合は警告しなければならない。

他の競技者がボールに触れる前にキッカーがボールを再び触れた場合、再び触れた場所で相手チームに間接フリーキックが与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

競技者がコーナーキックを正しく行い、また不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることなく、意図的にボールを相手競技者に当ててはね返ったボールを自分のものとした場合、主審はプレーを続けさせなければならない。

ボールはコーナーアーク内に置かれなければならない、キックされたときにインプレーとなるので、インプレーになるためにコーナーアークから出る必要はない。

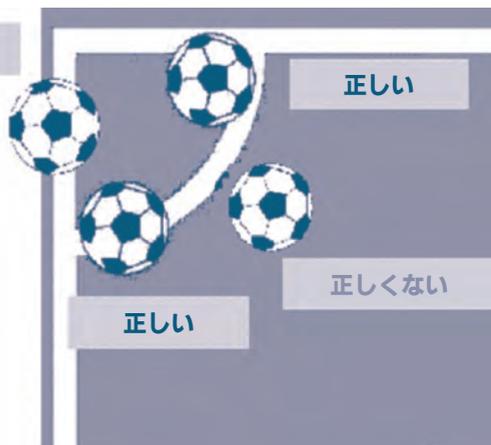
図は、ボールの正しい位置と、正しくない位置を示している。

正しい

正しい

正しくない

正しい



## ペナルティーマークからのキック

---

### 進め方

- ペナルティーマークからのキックは、試合の一部ではない。
- ペナルティーマークからのキックのために使用しているペナルティーエリアは、ゴールまたはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り変えることができる。
- キックを行う資格のあるすべての競技者がペナルティーマークからのキックを終えたのち、次のキックのラウンドは最初のものと同じ順番で行わなければならないということはない。
- それぞれのチームは試合終了時にフィールド上にいた競技者からキッカーを選出するとともにキックを行う順番を決めなければならない。
- ペナルティーマークからのキックを行っているときにゴールキーパー以外の競技者が負傷しても交代することはできない。
- ペナルティーマークからのキックを行っているときにゴールキーパーが退場を命じられた場合、試合終了時にいた競技者がこれに代わらなければならない。
- ペナルティーマークからのキックを行っているとき、競技者、交代要員または交代して退いた競技者は警告、または退場を命じられることがある。
- 主審は、ペナルティーマークからのキックを行っているときに一方のチームの競技者が7人未満になった場合でも、試合を中止してはならない。
- ペナルティーマークからのキックを行っているときに競技者が負傷し、または退場を命じられて一方のチームが1人少なくなった場合でも、主審はもう一方のチームのキックを行う競技者数を減らさない。両チームの競技者数を同じとすることが求められているのはペナルティーマークからのキックを始めるときだけである。

(1993年2月 国際サッカー評議会承認)

## 名称と構成

---

本会は国際サッカー評議会（The International Football Association Board）と称する。本会は、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの各サッカー協会、および国際サッカー連盟（FIFA）によって構成され、以下この5団体を協会と呼ぶ。各協会はそれぞれ4名の代表を本会に送ることができる。

## 目的

---

評議会の目的は、評議会を構成する協会、および各大陸連盟、加盟協会の年次総会またはしかるべき会議で審議され、評議会に提案された競技規則の改正に関する事項、およびその他のサッカーに関する重要な事項について審議決定することにある。

## 評議会の会議

---

評議会は、年に2回会議を開催する。年次総会は、合意により2月か3月に開催する。

年次事務会議は、合意により9月か10月に開催する。年次総会および年次事務会議の日時および場所は、前年の年次総会において決定する。

当該年度の年次総会および年次事務会議は、同一の協会が開催する。

開催国の協会の代表が議長を務める。開催協会は、持ち回りとする。

### 年次総会

年次総会においては、競技規則の改正に関する提案および評議会に委託されたサッカーに関する重要な事項について審議決定する。

### 年次事務会議

年次事務会議は、合意により9月または10月に開催する。年次事務会議は、評議会に提案された一般的事務について審議する権限を持つ。年次事務会議は、これらの事項について決議することができるが、競技規則を改正する権限は持たない。

## 手続き

---

### 年次総会

各協会は競技規則の改正に関する提案、競技規則の試行に関する要求、あるいは討議されるべき事項について、12月1日までに書面によって主催協会の事務局長に提出する。提出された書面は印刷されて12月14日までに配布される。提出された事項の修正は、1月14日までに書面によって主催協会の事務局長に提出されなければならない、その書面は印刷されて2月1日までに各協会に配布される。

### 年次事務会議

各協会は提案、競技規則に関する試行の要求、その他討議されるべき事項について、会議の4週間前までに書面によって主催協会の事務局長に提出する。

議題および関係書類は、会議の2週間前までに評議会の構成各協会に配布される。

大陸連盟およびFIFA加盟協会は、それをFIFAが審議し、承認されれば会議の4週間前までに主催協会の事務局長に書面を提出する日程的余裕を考えて、適当な日までにFIFA事務局長に提案や要求、あるいは討議されるべき事項を書面で提出することができる。

## 議事録

---

議事録は主催協会の事務局長が作成し、公式議事録として報告し、2月1日までに次期主催協会に送付される。

## 定数および投票権

---

会議はFIFAを含む4協会の出席がなければ成立しない。FIFAはその加盟協会を代表して4票の投票権を持つ。国際サッカー評議会を構成する他の協会はそれぞれ1票の投票権を持つ。提案が成立するためには、投票権を持つ出席者の3/4以上の賛成を必要とする。

## 競技規則の改正

---

競技規則の改正は、年次総会において、投票権を持つ出席者の3/4以上の賛成を得た場合にのみ行われる。

## 特別会議

---

当該年の会議主催協会に、FIFA、あるいは他の2以上の協会から、提案事項を添えて会議開催の要求が書面によりなされた場合には、会議主催協会は特別会議を召集する。特別会議は要求のあった日から28日以内に開催されなければならない。また21日前までに提出された書面のコピーを付して構成各協会に通知しなければならない。

## 評議会の決定

---

評議会の事務会議の決定は、別に合意された場合を除いて、決定された日から有効となる。

評議会の年次総会における規則改正に関する決定は、総会後の7月1日から大陸連盟および加盟協会を拘束する。ただし、7月1日までにその年のシーズンが終了していない大陸連盟、加盟協会にあっては、その施行を次のシーズンの開始まで延期することができる。評議会において承認されない限り、大陸連盟や加盟協会はいかなる競技規則の変更も行ってはならない。\*\*

\* 当該年は、年次総会の終了した日から始まると解釈されている。

\*\* 国際試合においては、評議会の年次総会のちの7月1日から評議会の決定は有効となる。



財団法人  
日本サッカー協会



# Laws of the Game

2010/2011

**FIFA®**

*For the Game. For the World.*

# JFA 2005年宣言

## JFAの理念

サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、  
人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献する。

## JFAのビジョン

サッカーの普及に努め、スポーツをより身近にすることで、  
人々が幸せになれる環境を作り上げる。  
サッカーの強化に努め、日本代表が世界で活躍することで、  
人々に勇気と希望と感動を与える。  
常にフェアプレーの精神を持ち、国内の、  
さらには世界の人々と友好を深め、国際社会に貢献する。

## JFAの約束2015

2015年には、世界でトップ10の組織となり、ふたつの目標を達成する。

1. サッカーを愛する仲間＝サッカーファミリーが500万人になる。
2. 日本代表チームは、世界でトップ10のチームとなる。

## JFAの約束2050

2050年までに、すべての人々と喜びを分かちあうために、  
ふたつの目標を達成する。

1. サッカーを愛する仲間＝サッカーファミリーが1000万人になる。
2. FIFAワールドカップを日本で開催し、日本代表チームは  
その大会で優勝チームとなる。

# DREAM

夢があるから強くなる





### For GAMES

#### ゲーム

常に全力でゴールをめざす。  
勝利をめざす。  
それがサッカーという  
僕が大好きなゲームに対する  
リスペクト。



### For REFEREES

#### レフェリー

子どもたちもひとりひとりつばな選手。  
しっかり目を見て握手する。  
いいゲームをしようね。

### For PLAYERS

#### 選手

サッカーには敵はいない。  
対戦相手は敵じゃない。  
自分たちの力をためし、  
サッカーを楽しむための大切な仲間。  
試合のはじめに相手の目を見て  
しっかりと握手する。  
リスペクトの証として。



### For COACHES

#### コーチ

子どもたちに会う前には、  
いつも自分を振り返る。  
子どもたちは大切な相手。  
ちゃんとしているといはずかしい。  
スマイルOK!

# リスペクト

大好きなサッカーを  
もっと楽しむために、

互いを「大切に思うこと」。

「フェアで強い」

日本サッカーを目指して。

日本サッカー協会、Jリーグは、  
リスペクト・プロジェクトを  
推進しています。



### For SUPPORTERS

#### サポーター

コーチはコーチに任せる。  
レフェリーはレフェリーに任せる。  
プレーは子どもたちに任せる。  
私たちは応援し、見守る。

# 大切に思うこと

— RESPECT PROJECT —

財団法人 日本サッカー協会の公式ホームページ

<http://www.jfa.or.jp/>

財団法人 日本サッカー協会

〒113-8311 東京都文京区サッカー通り(本郷 3-10-15)JFAハウス  
TEL 03・3830・2004 FAX 03・3830・2005

Jリーグの公式ホームページ

<http://www.j-league.or.jp/>

社団法人日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)

〒113-8311 東京都文京区サッカー通り(本郷 3-10-15)JFAハウス9階  
TEL 03・3830・2006 FAX 03・3830・2007





**DREAM**

夢があるから強くなる